加入•変更•脱退のスケジュール

効力発生日（加入•変更•脱退）	書類締切日
2025年11月 1日	2025年 7月31日
2026年 2月 1日	2025年11月 7日
2026年 5月 1日	2026年 2月 9日
2026年 8月 1日	2026年 5月 7日

◇加入日：効力発生日の午後４時から補償開始となります。（オールマイティプラン（AMP）の中途加入・変更は効力発生日の午前０時から補償開始となります。）

◇脱退日：効力発生日の午後４時をもって脱退となります。（オールマイティプラン（AMP）の中途脱退は効力発生日の午後12時をもって脱退となります。）

お手続き方法

加入・変更・脱退の場合：「加入・変更申込書兼脱退通知書」を書類締切日までに東芝保険サービス株式会社へご提出ください。

※「加入・変更申込書兼脱退通知書」は、以下URLより取り出しが可能です。
東芝地域店総合補償制度
https://www.toshiba.co.jp/tisco/kyousai/

詳しくは P.13 をご覧ください。

東芝地域店総合補償制度に関するお問い合わせ

保険金請求に関するご質問・お問い合わせ

《トータルセーフティプラン（TSP）》
商品・什器・備品・所有看板の物損補償 / 賠償責任補償

【フリーコール】**0120-92-1048**

【取扱代理店】
東芝保険サービス株式会社
〈受付時間〉平日：午前９時から午後５時まで
（会社定休日を除く）

《オールマイティプラン（AMP）》
病気・ケガなどの補償

事故は　いち早く
0120−258−189（無料）
24時間365日事故受付サービス

【ご連絡時の流れ】
○Step1　受付担当者へ下記４点をお伝えください。
①団体名：東芝地域店会
②証券番号（最新の「振替請求書兼加入者証」をご確認ください。）
ご請求対象者ご本人の③お名前、④生年月日
※その他お客さま情報をご確認させていただく場合がございます。
○Step2　おケガやご病気の概要に関するご質問にお答えいただきます。

商品　／　オールマイティプランお祝金に関するお問い合わせ

【代理店・扱者】
東芝保険サービス株式会社
総合営業部　コマーシャル推進グループ
住所：〒212-8585
神奈川県川崎市幸区堀川町72-34
（ラゾーナ川崎東芝ビル）

〈この商品に関するご連絡はこちら〉
【フリーコール】**0120-92-1048**
〈受付時間〉平日：午前９時から午後５時まで
（会社定休日を除く）

〈この商品に関するご意見ご要望はこちら〉
〈お客さま相談室〉0120-994-899
〈受付時間〉平日：午前９時から午後５時まで
（会社定休日を除く）

引受幹事会社

《トータルセーフティプラン（TSP）》
損害保険ジャパン株式会社
企業営業第四部 東芝室
住所：〒103-8255
東京都中央区日本橋2-2-10
TEL：03（3231）3379
〈受付時間〉平日：午前９時から午後５時まで
（土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。）

《オールマイティプラン（AMP）》
三井住友海上火災保険株式会社
総合営業第一部　東芝室
住所：〒101-8011
東京都千代田区神田駿河台3-11-1
TEL：03（3259）3143
〈受付時間〉平日：午前９時から午後５時まで
（土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。）

〈承認番号〉SJ25-01075　A25-100300
25A-9116
〈作 成 日〉2025年6月5日
〈使用期限〉2026年11月1日
〈承 認 日〉2025年5月14日（SJ）
〈承認年月〉2025年6月（MS）

2025年度

東芝地域店
総合補償制度のご案内

総合補償制度ご加入の皆さまへ：本「ご案内（パンフレット）」は大切に保管してください

東芝地域店会

引受保険会社　損害保険ジャパン株式会社
三井住友海上火災保険株式会社

東芝地域店（販売店）の皆さまへ

～ 本制度ご加入に際してのお願い ～

東芝地域店総合補償制度は東芝コンシューママーケティング株式会社と取引のある「東芝地域店」（販売店）の皆さまがご加入できる制度です。
（東芝コンシューママーケティング株式会社と取引をやめた場合はご加入できません。）

注意 !!
書類締切日までに加入内容の変更・脱退のご連絡がない場合、現在の補償内容と同等の水準で自動継続扱いとさせていただきます。
補償内容が同等の水準でも保険料・加入費に変更がある場合があります。詳細については本パンフレット「東芝地域店総合補償制度のご案内」をご覧ください。

Index

- 東芝地域店総合補償制度の概要 … 1P
- 今年度の改定点・おすすめの点 … 2P
- トータルセーフティプラン … 3P~6P
- オールマイティプラン … 7P~10P
- その他の制度　継続プラン … 11P
- ご加入にあたっての注意事項 … 11P~12P
- 加入・変更・脱退手続きについて … 13P
- よくあるご質問 … 14P
- トータルセーフティプランのあらまし … 15P~21P
- トータルセーフティプランご加入・ご変更のお手続き … 22P
- オールマイティプランのあらまし … 23P~34P
- 個人情報のお取扱いについて／各種経理処理について … 35P
- 保険金請求手続きについて … 36P
- 運営規約について … 37P~38P

東芝地域店総合補償制度の概要

トータルセーフティプラン（TSP）概要

お店の大切な商品、什器・備品・看板などにかかわる物損リスク、賠償責任リスクなどのリスクを総合的に補償するプランです。

物損リスクの補償（動産総合保険）

火災により商品に損害がでた。

店舗にある商品を夜間に盗難された。
（万引きは対象外です。）

地震により商品が破損した。
（算出された保険金の額に縮小割合を乗じてお支払いします。）
など

地震の補償内容により、各種コースをご用意しています！

地震充実コース	地震さらに充実コース
地震、噴火、津波による損害について算出された損害保険金の**50%を補償**	地震、噴火、津波による損害について算出された損害保険金の**80%を補償**

上記以外にも、地震、噴火、津波による損害について算出された損害保険金の15%を補償する「基本コース」もご用意しています

賠償責任リスクの補償（賠償責任保険）

作業中（業務遂行中）の事故

空調機を取付中、誤って落とし、床を破損した。

施設・設備等に起因する事故

店舗の床が濡れていたためお客さまがすべって転び、ケガをした。

作業引渡後の事故

洗濯機を取付後、お客さまが使用したところ、排水ホースの接続不備で水漏れし床に損害が発生した。

預かっているものに対する事故

お客さまから預かった修理品の電子レンジを作業中に誤って落下させ、壊してしまった。　など

修理費および再調達に要する費用については
その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

オールマイティプラン（AMP）概要

東芝地域店経営者・従業員の皆さまの入院や葬祭費用など病気やケガに関わるリスクを補償します。業務中業務外を問わず、24 時間補償します。

保険金お支払いの対象となる例

商品を搬入中、商品の下敷きになりケガをして入院した。

盲腸で2泊3日の入院をして、手術をした。
（病気の場合、通院の補償はありません）

プライベートでゴルフ中に転倒し、ケガをして通院した。

など

今年度の改定点・おすすめの点

トータルセーフティプラン

地震充実コースがおすすめです！

保険金額300万円以上で加入されている東芝地域店（販売店）が地震により200万円の損害があった場合

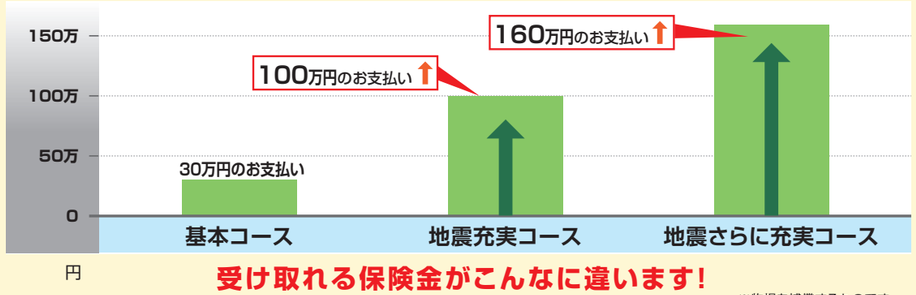

受け取れる保険金がこんなに違います！
地震リスクに備え、地震充実コースの加入をご検討ください

※物損を補償するものです。対象はP.3をご覧ください。

オールマイティプラン

1.基本補償（セット）、「がん特約」、「介護特約」の加入費が変更になります。

基本補償（セット）の加入費を以下の通り、改定いたしました。

2024 年度				
1 口	2 口	3 口	4 口	5 口
9,230円	13,730円	18,230円	22,730円	27,230円

2025 年度				
1 口	2 口	3 口	4 口	5 口
9,330円	14,190円	19,050円	23,910円	28,770円

(注)「がん特約」、「介護特約」の加入費の詳細については、P.8をご確認ください。

2.基本補償（セット）　「手術保険金」の補償範囲が変更になります。

ご病気の補償において、鼻粘膜焼灼術等（花粉症手術等）が疾病手術保険金の補償対象外となります。
おケガの補償については、補償の対象となる手術に変更はありません。

改定背景

簡易的な手術※は、補償対象外とする現行の規定に合わせ、改定いたします。
※その他対象外となる手術の詳細は、P.29をご確認ください。

鼻粘膜焼灼術とは?…
鼻の粘膜や鼻づまりを起こしている部位にレーザーを照射する治療手術。
手術時間は約15分と簡易な手術。

3.オプション　がん特約「がん診断保険金」の補償範囲が拡大されます。

原発がんに加え、再発がんおよび転移がんも新たに補償対象とします。
また、がん診断保険金の通算支払限度回数規定を緩和します。

改定前	→	改定後
原発がんのみ 保険期間中1回限度補償		原発がん+「再発・転移がん」 1年に1回を限度に補償

万が一、事故が起こった場合…
＼ご請求はこちら／
0120-258-189（無料）
事故は　いち早く
24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」
※ご連絡時の流れについては、裏表紙をご確認ください。

トータルセーフティプラン（基本コース・地震充実コース・地震さらに充実コース）補償内容（概要）

お店の大切な商品、什器・備品・看板などにかかわる物損リスク、賠償責任リスクなどのリスクを総合的に補償するプランです。

❶加入資格
東芝コンシューママーケティング株式会社と取引のある「東芝地域店」（販売店）

❷保険期間
2025 年 11 月 1 日午後 4 時から 2026 年 11 月 1 日午後 4 時までの 1 年間
中途加入・変更・脱退は、年 4 回（11 月 1 日、2 月 1 日、5 月 1 日、8 月 1 日）手続きが行えます。
中途加入・変更・脱退のお手続きについては、13 ページ・22 ページをご参照下さい。

物損リスクの補償（動産総合保険）

店舗、事務所、倉庫等に保管中（※1）または運送中（※2）の偶然な事故により、商品等に損害が生じた場合に補償します。

※ 1 被保険者の店舗、事務所、倉庫およびその他被保険者の商品等を保管し、被保険者が管理している建物をいいます。（軒下を含みます。）
※ 2 輸送のため輸送区間の始点から搬出された時から、通常の輸送過程を経て、輸送区間の終点へ搬入された時までの間

〈 ⭕ 保険の対象となるもの 〉

○商品等：被保険者が所有または管理する被保険者の買い取り商品、修理品
○什器・備品・看板等：被保険者が所有する什器・備品（パソコンを含む）・工具・看板
○現金：業務用現金、業務用預貯金証書

〈 対象となる主な事故 〉

- ①火災、落雷、破裂、爆発
- ②自動車の飛び込み
- ③航空機の墜落もしくはその落下物
- ④労働争議、デモ、騒じょう
- ⑤風災、雹（ひょう）災、雪災
- ⑥水災
- ⑦盗難（万引きは除きます。）
- ⑧水濡（ぬ）れ
- ⑨破損
- ⑩地震（※3）
- ⑪運転中の事故

など

※ 3　基本コース　：15%
地震充実コース　：50%
地震さらに充実コース：80%
地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害については算出された保険金の額に左記縮小割合を乗じて得た額をお支払いします。

〈 ✖ 保険の対象とならない主なもの 〉

○小切手、手形、その他有価証券
○エレベータ、エアカーテン、自動ドア、シャッター、ビル付帯冷暖房装置、不動産およびこれに準ずるもの、携帯電話、スマートフォンおよび類似する通信機器類
○販売会社からの受託品
○ショーウインドウ、店舗内装、店舗用テント・キャンパス、見本品、受託品　など

〈 対象とならない主な損害 〉

○保険契約者または被保険者（補償を受けられる方）または保険金受取人などの故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
○保険の対象の欠陥・自然の消耗・さび・かび・変色・虫食いなどによる損害
○保険の対象の置き忘れ、紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難、棚卸しまたは検品の際に発見された品不足を含みます。）による損害　など

〈 小損害の事故の取扱い 〉

事故の種類により小損害の事故は補償対象となりません。

	事故の種類	補償対象とならない損害
物損リスク	①②③④の事故	―
	上記以外の事故	損害額　3 万円未満

（詳細については 15P~21P をご覧ください。）

賠償責任リスクの補償（賠償責任保険）

第三者に身体の障害または財物の損壊を与えた場合に法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

〈 対象となる主な事故 〉

商品説明中に誤って、商品をお客さまの足の上に落とし、ケガを負わせてしまった。（施設所有管理者特約条項）

設置したルームエアコンの取付が悪く、ルームエアコンが落下。お客さまがケガをした。（生産物特約条項）

工事用資材を落下させ通行人にケガをさせてしまった。（請負業者特約条項）

お客さまから預かった修理品を作業中に誤って落下させて壊してしまった。（受託者特約条項）

販売会社から預かった商品を誤って落下させて壊してしまった。（受託者特約条項）

エアコンを販売・設置工事後、設置ミスによりエアコンが落下し、お客様にケガを負わせてしまった。設置したエアコンについても損傷してしまった。（引渡し後の生産物自体の損害）

※ジョイントベンチャー（JV）による工事は対象外となります。

〈 お支払いする保険金の主な内容 〉

1 回の事故について、損害賠償金の金額が 1 万円以上となった場合に、次に記載された保険金額を限度としてお支払いします。

特約条項			保険金額	補償対象とならない損害
〈施設所有管理者特約条項〉〈請負業者特約条項〉	身体賠償	1 名につき 1 事故	3 億円 9 億円	損害額 1 万円未満
	財物賠償	1 事故につき	3 億円	
〈生産物特約条項〉〈受託者特約条項〉	身体賠償	1 名につき 1 事故および保険期間中限度額	3 億円 9 億円	
	財物賠償	1 事故および保険期間中限度額	3 億円	

事故対応特別費用担保追加条項は保険期間中 1,000 万円となります。
引渡し後の生産物自体の損害については、被保険者ごとに 1,000 万円、保険期間中 2 億円となります。

保険金の種類　①損害賠償金　②権利保全行使費用　③損害防止費用　④争訟費用　⑤協力費用　⑥緊急措置費用　⑦被害者対応費用　⑧事故対応特別費用

〈 対象とならない主な損害 〉

〈共通〉
記名被保険者および記名被保険者の役員・使用人ならびに記名被保険者の下請負人およびその役員・使用人が、記名被保険者の業務従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任　など
〈施設所有管理者特約条項〉
航空機、昇降機もしくは自動車の所有、使用もしくは管理（貨物の積み込みまたは積み下ろし作業を除きます。）に起因する賠償責任または施設外における船、車両（自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用もしくは管理に起因する賠償責任　など
〈請負業者特約条項〉
じんあいまたは騒音に起因する賠償責任　など
〈受託物特約条項〉
受託物の自然の消耗または欠陥、受託物本来の性質（自然発火および自然爆発を含みます。）、ねずみ食いまたは虫食い等に起因する賠償責任　など

3か月分の保険料

3 か月分を一括して自動振替します。振替日等のスケジュールについては、パンフレット 13 ページをご確認ください。

保険金額	対象地域店店舗の年間売上高　1 億円未満（2024年4月1日～2025年3月31日までに決算期を迎えた売上高(税込)）			対象地域店店舗　の年間売上高　1 億円以上 3 億円未満（2024年4月1日～20　25年3月31日までに決算期を迎えた売上高(税込)）			対象地域店店舗の年間売上高　3 億円以上 5 億円未満（2024年4月1日～2025年3月31日までに決算期を迎えた売上高(税込)）		
	保険料			保険料			保険料		
	基本コース（地震 15%縮小てん補）	地震充実コース（地震 50%縮小てん補）	地震さらに充実コース（地震 80%縮小てん補）	基本コース（地震 15%縮小てん補）	地震充実コース（地震 50%縮小てん補）	地震さらに充実コース（地震 80%縮小てん補）	基本コース（地震 15%縮小てん補）	地震充実コース（地震 50%縮小てん補）	地震さらに充実コース（地震 80%縮小てん補）
50 万円	8,150 円	9,150 円	10,150 円	27,850 円	28,850 円	29,850 円	65,050 円	66,050 円	67,050 円
100 万円	9,400 円	11,400 円	13,400 円	29,100 円	31,100 円	33,100 円	66,300 円	68,300 円	70,300 円
150 万円	10,650 円	13,650 円	16,650 円	30,350 円	33,350 円	36,350 円	67,550 円	70,550 円	73,550 円
200 万円	11,900 円	15,900 円	19,900 円	31,600 円	35,600 円	39,600 円	68,800 円	72,800 円	76,800 円
250 万円	13,150 円	18,150 円	23,150 円	32,850 円	37,850 円	42,850 円	70,050 円	75,050 円	80,050 円
300 万円	14,400 円	20,400 円	26,400 円	34,100 円	40,100 円	46,100 円	71,300 円	77,300 円	83,300 円
350 万円	15,650 円	22,650 円	29,650 円	35,350 円	42,350 円	49,350 円	72,550 円	79,550 円	86,550 円
400 万円	16,900 円	24,900 円	32,900 円	36,600 円	44,600 円	52,600 円	73,800 円	81,800 円	89,800 円
450 万円	18,150 円	27,150 円	36,150 円	37,850 円	46,850 円	55,850 円	75,050 円	84,050 円	93,050 円
500 万円	19,400 円	29,400 円	39,400 円	39,100 円	49,100 円	59,100 円	76,300 円	86,300 円	96,300 円
550 万円	20,650 円	31,650 円	42,650 円	40,350 円	51,350 円	62,350 円	77,550 円	88,550 円	99,550 円
600 万円	21,900 円	33,900 円	45,900 円	41,600 円	53,600 円	65,600 円	78,800 円	90,800 円	102,800 円
650 万円	23,150 円	36,150 円	49,150 円	42,850 円	55,850 円	68,850 円	80,050 円	93,050 円	106,050 円
700 万円	24,400 円	38,400 円	52,400 円	44,100 円	58,100 円	72,100 円	81,300 円	95,300 円	109,300 円
750 万円	25,650 円	40,650 円	55,650 円	45,350 円	60,350 円	75,350 円	82,550 円	97,550 円	112,550 円
800 万円	26,900 円	42,900 円	58,900 円	46,600 円	62,600 円	78,600 円	83,800 円	99,800 円	115,800 円
850 万円	28,150 円	45,150 円	62,150 円	47,850 円	64,850 円	81,850 円	85,050 円	102,050 円	119,050 円
900 万円	29,400 円	47,400 円	65,400 円	49,100 円	67,100 円	85,100 円	86,300 円	104,300 円	122,300 円
950万円	30,650 円	49,650 円	68,650 円	50,350 円	69,350 円	88,350 円	87,550 円	106,550 円	125,550 円
1,000万円	31,900 円	51,900 円	71,900 円	51,600 円	71,600 円	91,600 円	88,800 円	108,800 円	128,800 円
1,050万円	33,150 円	54,150 円	75,150 円	52,850 円	73,850 円	94,850 円	90,050 円	111,050 円	132,050 円
1,100万円	34,400 円	56,400 円	78,400 円	54,100 円	76,100 円	98,100 円	91,300 円	113,300 円	135,300 円
1,150万円	35,650 円	58,650 円	81,650 円	55,350 円	78,350 円	101,350 円	92,550 円	115,550 円	138,550 円
1,200万円	36,900 円	60,900 円	84,900 円	56,600 円	80,600 円	104,600 円	93,800 円	117,800 円	141,800 円
1,250万円	38,150 円	63,150 円	88,150 円	57,850 円	82,850 円	107,850 円	95,050 円	120,050 円	145,050 円
1,300万円	39,400 円	65,400 円	91,400 円	59,100 円	85,100 円	111,100 円	96,300 円	122,300 円	148,300 円
1,350万円	40,650 円	67,650 円	94,650 円	60,350 円	87,350 円	114,350 円	97,550 円	124,550 円	151,550 円
1,400万円	41,900 円	69,900 円	97,900 円	61,600 円	89,600 円	117,600 円	98,800 円	126,800 円	154,800 円
1,450万円	43,150 円	72,150 円	101,150 円	62,850 円	91,850 円	120,850 円	100,050 円	129,050 円	158,050 円
1,500万円	44,400 円	74,400 円	104,400 円	64,100 円	94,100 円	124,100 円	101,300 円	131,300 円	161,300 円
1,550万円	45,650 円	76,650 円	107,650 円	65,350 円	96,350 円	127,350 円	102,550 円	133,550 円	164,550 円
1,600万円	46,900 円	78,900 円	110,900 円	66,600 円	98,600 円	130,600 円	103,800 円	135,800 円	167,800 円
1,650万円	48,150 円	81,150 円	114,150 円	67,850 円	100,850 円	133,850 円	105,050 円	138,050 円	171,050 円
1,700万円	49,400 円	83,400 円	117,400 円	69,100 円	103,100 円	137,100 円	106,300 円	140,300 円	174,300 円
1,750万円	50,650 円	85,650 円	120,650 円	70,350 円	105,350 円	140,350 円	107,550 円	142,550 円	177,550 円
1,800万円	51,900 円	87,900 円	123,900 円	71,600 円	107,600 円	143,600 円	108,800 円	144,800 円	180,800 円
1,850万円	53,150 円	90,150 円	127,150 円	72,850 円	109,850 円	146,850 円	110,050 円	147,050 円	184,050 円
1,900万円	54,400 円	92,400 円	130,400 円	74,100 円	112,100 円	150,100 円	111,300 円	149,300 円	187,300 円
1,950万円	55,650 円	94,650 円	133,650 円	75,350 円	114,350 円	153,350 円	112,550 円	151,550 円	190,550 円
2,000万円	56,900 円	96,900 円	136,900 円	76,600 円	116,600 円	156,600 円	113,800 円	153,800 円	193,800 円
2,050万円	58,150 円	99,150 円	140,150 円	77,850 円	118,850 円	159,850 円	115,050 円	156,050 円	197,050 円
2,100万円	59,400 円	101,400 円	143,400 円	79,100 円	121,100 円	163,100 円	116,300 円	158,300 円	200,300 円
2,150万円	60,650 円	103,650 円	146,650 円	80,350 円	123,350 円	166,350 円	117,550 円	160,550 円	203,550 円
2,200万円	61,900 円	105,900 円	149,900 円	81,600 円	125,600 円	169,600 円	118,800 円	162,800 円	206,800 円
2,250万円	63,150 円	108,150 円	153,150 円	82,850 円	127,850 円	172,850 円	120,050 円	165,050 円	210,050 円
2,300万円	64,400 円	110,400 円	156,400 円	84,100 円	130,100 円	176,100 円	121,300 円	167,300 円	213,300 円
2,350万円	65,650 円	112,650 円	159,650 円	85,350 円	132,350 円	179,350 円	122,550 円	169,550 円	216,550 円
2,400万円	66,900 円	114,900 円	162,900 円	86,600 円	134,600 円	182,600 円	123,800 円	171,800 円	219,800 円
2,450万円	68,150 円	117,150 円	166,150 円	87,850 円	136,850 円	185,850 円	125,050 円	174,050 円	223,050 円
2,500万円	69,400 円	119,400 円	169,400 円	89,100 円	139,100 円	189,100 円	126,300 円	176,300 円	226,300 円
2,550万円以上	別途ご案内します			別途ご案内します			別途ご案内します		

制度概要
トータルセーフティプラン（TSP）
オールマイティプラン（AMP）
加入・変更・脱退手続きについて
よくあるご質問
各種プランのあらまし
その他

オールマイティプラン補償内容（概要）

東芝地域店経営者、従業員の皆さまの入通院や葬儀費用など、病気やケガに関わるリスクを補償します。従業員の方の採用、定着、福利厚生に役立つプランです。

❶お申込できる方
東芝コンシューママーケティング株式会社と取引のある「東芝地域店」（販売店）

❷補償の対象者（被保険者）になれる方
以下 2 つの要件を満たす方が、補償の対象者となります。
・「東芝地域店」（販売店）の経営者および従業員の方
・2025 年 11 月 1 日（保険始期日）時点における満年令が 14 歳 6 か月以上 65 歳 6 か月以下である方

❸保険期間
2025 年 11 月 1 日午後 4 時から 2026 年 11 月 1 日午後 4 時までの 1 年間
中途加入・変更・脱退は、年 4 回（11 月 1 日、2 月 1 日、5 月 1 日、8 月 1 日）手続きが行えます。
中途加入・変更・脱退のお手続きについては P.13 をご確認ください。

補償（給付）内容

◆基本補償 1 口～ 5 口の中からご希望の口数をお選びください（5 口※がご加入の限度となります）
※被保険者が 15 歳未満の場合は、3 口がご加入の限度となります。

基本補償（セット）

口数をお選びください

補償項目			保険金額 1 口	2 口	3 口	4 口	5 口
死亡・後遺障害	（ケガ）		380 万円	760 万円	1,140 万円	1,520 万円	1,900 万円
入院（1 日につき）	（病気）		2,000 円	4,000 円	6,000 円	8,000 円	10,000 円
	（ケガ）		5,000 円	10,000 円	15,000 円	20,000 円	25,000 円
入院一時金	（病気・ケガ）		10,000 円	20,000 円	30,000 円	40,000 円	50,000 円
集中治療室	（病気）		4 万円	8 万円	12 万円	16 万円	20 万円
	（ケガ）		10 万円	20 万円	30 万円	40 万円	50 万円
手術※1	（病気）	入院中	2 万円	4 万円	6 万円	8 万円	10 万円
		入院中以外	1 万円	2 万円	3 万円	4 万円	5 万円
		放射線治療	2 万円	4 万円	6 万円	8 万円	10 万円
	（ケガ）	入院中	5 万円	10 万円	15 万円	20 万円	25 万円
		入院中以外	2.5 万円	5 万円	7.5 万円	10 万円	12.5 万円
通院（1 日につき）	（ケガ）		1,000 円	2,000 円	3,000 円	4,000 円	5,000 円
葬祭費用	（病気・ケガ）		300 万円				
高度医療※2	（病気・ケガ）		1,000 万円				
お祝金※3	A. 結婚※4		10,000 円	20,000 円	30,000 円	40,000 円	50,000 円
	B. 出産※5		5,000 円	10,000 円	15,000 円	20,000 円	25,000 円
	C. 小中入学※6		3,000 円	6,000 円	9,000 円	12,000 円	15,000 円

※ 1　対象の手術については P.29 をご覧ください。
※ 2　高度医療とは「先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約」のことを指します。
※ 3　お祝金については、東芝地域店会が独自に付加給付事業として行っているものであり、保険会社と東芝地域店会の間で保険契約の締結を行っておりません。お祝金は、給付事由が生じたときから 1 年以内の請求に限りお支払いいたします。
※ 4　被保険者が結婚されたときに給付
※ 5　被保険者にお子さまが誕生したときに給付
※ 6　被保険者のお子さまが小学校または中学校に入学されたときに給付
●この保険には天災危険補償特約がセットされていますので、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガのときも、傷害保険金、傷害入院時一時金、傷害集中治療室等利用時一時保険金および先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金をお支払いします。ただし、葬祭費用保険金はお支払いしません。

◆ご希望に応じてオプションがご選択いただけます。

オプション

＋

補償項目	保険金額 ①がん特約	②介護特約
がん診断保険金	100 万円	－
抗がん剤治療保険金	5 万円※	－
介護一時金	－	100 万円

※乳がん・前立腺がんの内分泌療法（ホルモン療法）による治療の場合です。
上記以外の約款所定の抗がん剤による治療の場合は 1 か月 10 万円をお支払いします。

補償内容については、P.23 ～ 29 をご確認ください。

～オプションも是非ご検討ください～

①がん特約（がん診断保険金・抗がん剤治療保険金）
・保険期間中にがんと診断確定された場合、一時金 100 万円をお支払いします。
・抗がん剤の治療を受けた場合、1 か月 10 万円※をお支払いします。
※乳がん・前立腺がんの内分泌療法（ホルモン療法）による治療の場合 1 か月 5 万円

②介護特約
・介護のため一時的に必要となる費用（介護用品・住宅リフォーム費用等）に充当することを目的とした特約です。
・要介護 2 以上の状態※となった場合に一時金 100 万円をお支払いします。
※詳細は P.29 をご確認ください。

ご加入費（3 か月分）

<ご加入費のご確認方法>ご加入費＝基本補償（セット）＋オプション
※下記はすべて 3 か月分のご加入費です。

基本補償（セット）

1 口	2 口	3 口	4 口	5 口
9,330 円	14,190 円	19,050 円	23,910 円	28,770 円
3,110 円 / 月	4,730 円 / 月	6,350 円 / 月	7,970 円 / 月	9,590 円 / 月

＋

オプション

年令（2025.11.1 時点）	対象となる生年月日	①がん特約 男性	女性	②介護特約
14 歳 6 か月以上～	2010(H22)年11月2日～2011(H23)年 5月1日	240 円	630 円	30 円
15 ～ 19 歳	2005(H17)年11月2日～2010(H22)年11月1日	240 円	630 円	30 円
20 ～ 24 歳	2000(H12)年11月2日～2005(H17)年11月1日	240 円	630 円	30 円
25 ～ 29 歳	1995(H 7)年11月2日～2000(H12)年11月1日	480 円	1,410 円	30 円
30 ～ 34 歳	1990(H 2)年11月2日～1995(H 7)年11月1日	780 円	2,340 円	30 円
35 ～ 39 歳	1985(S60)年11月2日～1990(H 2)年11月1日	1,350 円	2,730 円	30 円
40 ～ 44 歳	1980(S55)年11月2日～1985(S60)年11月1日	2,070 円	5,790 円	30 円
45 ～ 49 歳	1975(S50)年11月2日～1980(S55)年11月1日	2,880 円	9,600 円	60 円
50 ～ 54 歳	1970(S45)年11月2日～1975(S50)年11月1日	4,560 円	12,060 円	120 円
55 ～ 59 歳	1965(S40)年11月2日～1970(S45)年11月1日	7,590 円	13,860 円	270 円
60 ～ 64 歳	1960(S35)年11月2日～1965(S40)年11月1日	14,220 円	17,700 円	600 円
65 ～ 65 歳 6 か月以下	1960(S35)年 5月2日～1960(S35)年11月1日	19,980 円	20,880 円	1,380 円

●団体割引等 28%が適用されます。
●団体割引は前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
●上記は職種級別 A（販売、事務職等）の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

オールマイティプラン（AMP） 別表 傷害後遺障害保険金

（1 口につき 380 万円に下記割合を乗じた額を傷害後遺障害保険金としてお支払いいたします。）

後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合
第 1 級	（1）両眼が失明したもの （2）咀（そ）しゃくおよび言語の機能を廃したもの （3）神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの （4）胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの （5）両上肢をひじ関節以上で失ったもの （6）両上肢の用を全廃したもの （7）両下肢をひざ関節以上で失ったもの （8）両下肢の用を全廃したもの	100%
第 2 級	（1）1 眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が 0.02 以下になったもの （2）両眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの （3）神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの （4）胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの （5）両上肢を手関節以上で失ったもの （6）両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第 3 級	（1）1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの （2）咀（そ）しゃくまたは言語の機能を廃したもの （3）神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの （4）胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの （5）両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第 4 級	（1）両眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの （2）咀（そ）しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの （3）両耳の聴力を全く失ったもの （4）1 上肢をひじ関節以上で失ったもの （5）1 下肢をひざ関節以上で失ったもの （6）両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。なお、母指にあっては指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） （7）両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第 5 級	（1）1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの （2）神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの （3）胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの （4）1 上肢を手関節以上で失ったもの （5）1 下肢を足関節以上で失ったもの （6）1 上肢の用を全廃したもの （7）1 下肢の用を全廃したもの （8）両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%
第 6 級	（1）両眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの （2）咀（そ）しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの （3）両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの （4）1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの （5）脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの （6）1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの （7）1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの （8）1 手の 5 の手指または母指を含み 4 の手指を失ったもの	50%
第 7 級	（1）1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの （2）両耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの （3）1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1m 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの （4）神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの （5）胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの （6）1 手の母指を含み 3 の手指または母指以外の 4 の手指を失ったもの （7）1 手の 5 の手指または母指を含み 4 の手指の用を廃したもの （8）1 足をリスフラン関節以上で失ったもの （9）1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの （10）1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの （11）両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第 1 の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。なお、第 1 の足指にあっては指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） （12）外貌に著しい醜状を残すもの （13）両側の睾（こう）丸を失ったもの	42%
第 8 級	（1）1 眼が失明し、または 1 眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの （2）脊柱に運動障害を残すもの （3）1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指を失ったもの （4）1 手の母指を含み 3 の手指または母指以外の 4 の手指の用を廃したもの （5）1 下肢を 5cm 以上短縮したもの （6）1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの （7）1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの （8）1 上肢に偽関節を残すもの （9）1 下肢に偽関節を残すもの （10）1 足の足指の全部を失ったもの	34%
第 9 級	（1）両眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの （2）1 眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの （3）両眼に半盲症、視野狭窄（さく）または視野変状を残すもの （4）両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの （5）鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの （6）咀（そ）しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの （7）両耳の聴力が 1m 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの （8）1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1m 以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの （9）1 耳の聴力を全く失ったもの （10）神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの （11）胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの （12）1 手の母指または母指以外の 2 の手指を失ったもの （13）1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指の用を廃したもの （14）1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの （15）1 足の足指の全部の用を廃したもの （16）外貌に相当程度の醜状を残すもの （17）生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第 10 級	（1）1 眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの （2）正面視で複視を残すもの （3）咀（そ）しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの （4）14 歯以上に対し歯科補綴（てつ）を加えたもの （5）両耳の聴力が 1m 以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの （6）1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの （7）1 手の母指または母指以外の 2 の手指の用を廃したもの （8）1 下肢を 3cm 以上短縮したもの （9）1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの （10）1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの （11）1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第 11 級	（1）両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの （2）両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの （3）1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの （4）10 歯以上に対し歯科補綴（てつ）を加えたもの （5）両耳の聴力が 1m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの （6）1 耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの （7）脊柱に変形を残すもの （8）1 手の示指、中指または環指を失ったもの （9）1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの （10）胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第 12 級	（1）1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの （2）1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの （3）7 歯以上に対し歯科補綴（てつ）を加えたもの （4）1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの （5）鎖骨、胸骨、肋（ろっ）骨、肩（けん）甲（こう）骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの （6）1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの （7）1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの （8）長管骨に変形を残すもの （9）1 手の小指を失ったもの （10）1 手の示指、中指または環指の用を廃したもの （11）1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの （12）1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指の用を廃したもの （13）局部に頑固な神経症状を残すもの （14）外貌に醜状を残すもの	10%
第 13 級	（1）1 眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの （2）1 眼に半盲症、視野狭窄（さく）または視野変状を残すもの （3）正面視以外で複視を残すもの （4）両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの （5）5 歯以上に対し歯科補綴（てつ）を加えたもの （6）胸腹部臓器の機能に障害を残すもの （7）1 手の小指の用を廃したもの （8）1 手の母指の指骨の一部を失ったもの （9）1 下肢を 1cm 以上短縮したもの （10）1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指を失ったもの （11）1 足の第 2 の足指の用を廃したもの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したもの	7%
第 14 級	（1）1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの （2）3 歯以上に対し歯科補綴（てつ）を加えたもの （3）1 耳の聴力が 1m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの （4）上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの （5）下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの （6）1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの （7）1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの （8）1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指の用を廃したもの （9）局部に神経症状を残すもの	4%

（注）上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

その他の制度　継続プラン（オールマイティプランご加入期間満了の方の制度）

2025 年 11 月 1 日（保険始期日）時点における満年令が 65 歳 6 か月を超える方は「オールマイティプラン」の加入年令対象外となりますが、「継続プラン」として次のコースをご用意しております。お申し出のない限り、現在のオールマイティプラン加入口数にて自動的に継続プランに移行します。

（イメージ）

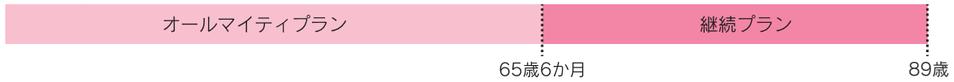

［特徴］

1. オールマイティプランの基本補償セットの内容とほぼ同一の補償内容を継続できるコースです。
　下記以外の補償内容は「オールマイティプラン」と同一です！
　〈 異なる点 〉
　・葬祭費用および高度医療はオプションとしてご加入いただけます。下記「基本補償」には含まれませんのでご注意ください。
　・葬祭費用の保険金額は 1 口につき 50 万円です。お申し出のない限り、本特約（オプション）を 5 口（250 万円）に自動読み替えの上、継続プランへ移行します。
　・高度医療はお申し出のない限り、本特約（オプション）（1,000 万円）をセットして継続プランへ移行します。
　・「お祝金」の制度はありません。
2. 89 歳まで継続することができます。
3. 加入費のお支払いは、年 1 回になります。

＜基本補償＞ご加入費（1 年分）　※その他オプションも加入可能です。詳細はパンフレット「東芝地域店総合補償制度 オールマイティプラン『継続プラン』のご案内」をご参照ください。

年齢	1 口	2 口	3 口	4 口	5 口
65(6か月超)～ 69 歳	28,210 円	56,420 円	84,630 円	112,840 円	141,050 円
70 ～ 74 歳	36,620 円	73,240 円	109,860 円	146,480 円	183,100 円
75 ～ 79 歳	53,860 円	107,720 円	161,580 円	215,440 円	269,300 円
80 ～ 84 歳	79,650 円	159,300 円	238,950 円	318,600 円	398,250 円
85 ～ 89 歳	110,440 円	220,880 円	331,320 円	441,760 円	552,200 円

オールマイティプランご加入にあたっての注意事項

1. ご加入できる方

（1）お申込人となれる方
　お申込人となれる方は、東芝地域店会に所属する「東芝地域店（販売店）」に限ります。

（2）被保険者となれる方
　この制度で被保険者（補償の対象者）本人(*)となれる方の範囲は、2025 年 11 月 1 日（保険始期日）時点における満年令が 65 歳 6 か月以下（継続プランの場合は 89 歳まで）である「東芝地域店（販売店）」の経営者および従業員です。
　（*）加入・変更申込書兼脱退通知書の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

2. この保険契約について

・この保険は東芝地域店会が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。
・傷害死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。
・本プランは、共同保険に関する特約に基づく共同保険部分（団体総合生活補償保険〈標準型〉）と三井住友海上 100% 引受の部分（団体総合生活補償保険〈MS&AD 型〉）により構成されています。共同保険部分について、それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。共同保険部分の引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

三井住友海上火災保険株式会社（幹事）	引受割合	8%
損害保険ジャパン株式会社	〃	82%
東京海上日動火災保険株式会社	〃	10%

3. 翌年度以降の継続手続きについて

●この保険の保険期間は 1 年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
●保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。
●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

4. 保険金をお支払いする場合に該当されたとき

〈保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡〉

●保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から 30 日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

〈保険金支払いの履行期〉

●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(*1)をご提出いただいてからその日含めて 30 日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(*2)を終えて保険金をお支払いします。(*3)

（＊ 1）保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
（＊ 2）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
（＊ 3）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

〈保険金のご請求時にご提出いただく書類〉

●被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

【ご提出いただく書類】
以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
引受保険会社所定の保険金請求書、引受保険会社所定の同意書、事故原因・損害状況に関する資料、被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、戸籍謄本等）、引受保険会社所定の診断書、診療状況申告書、公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書、死亡診断書、他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類
事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

〈代理請求人について〉

●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」
　②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
　「被保険者と同居または生計を共にする 3 親等内の親族」
　③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
　「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の 3 親等内の親族」

（*）法律上の配偶者に限ります。

●柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

5. 経営破綻した場合等の保険契約者の保護について

・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

【病気の補償】
保険金、解約返れい金等は 90% まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は 100% 補償されます。

【ケガの補償】
保険金、解約返れい金等は 80% まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から 3 か月までに発生した事故による保険金は 100% 補償されます。

【上記以外の補償】
保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問合わせください。

6. 契約内容登録制度

●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

7. 自動継続の取扱いについて

●前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（年令の進行によりご加入費表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。）

8. 税法上の取扱い（2025 年5月現在）

●払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高 40,000 円まで、住民税について最高 28,000 円までが毎年の課税対象額から控除されます。

（注 1）傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。
（注 2）なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

9. ご加入いただいた後にお届けする加入証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

加入・変更・脱退の手続きについて

加入・変更・脱退の手続きについて

年４回、加入・変更・脱退の手続きが行えます。

お手続き方法

制度名		提出書類	提出先
トータルセーフティプラン（TSP）	加入	トータルセーフティプラン　加入・変更申込書兼脱退通知書	東芝保険サービス株式会社
	変更		
	脱退		
オールマイティプラン（AMP）	加入	オールマイティプラン　加入・変更申込書兼脱退通知書	
	変更		
	脱退		

※「加入・変更申込書兼脱退通知書」は、以下 URL より取り出しが可能です。
東芝地域店総合補償制度
https://www.toshiba.co.jp/tisco/kyousai/

スケジュール

効力発生日（加入・変更・脱退）	書類締切日
2025 年 11 月 1 日	2025 年 7 月 31 日
2026 年　2 月 1 日	2025 年 11 月 7 日
2026 年　5 月 1 日	2026 年　2 月 9 日
2026 年　8 月 1 日	2026 年　5 月 7 日

◇加入日：効力発生日の午後４時から補償開始となります。（オールマイティプラン（AMP）の中途加入・変更は効力発生日の午前０時から補償開始となります。）
◇脱退日：効力発生日の午後４時をもって脱退となります。（オールマイティプラン（AMP）の中途脱退は効力発生日の午後 12 時をもって脱退となります。）

保険料・加入費の自動振替について

年４回、３か月分を自動振替します。（集金代行会社：株式会社オリコプロダクトファイナンス）

自動振替日	該当月	申込および変更手続締切日
2025 年 10 月　7 日	11、12、1 月分	2025 年 7 月 31 日
2026 年　1 月　7 日	2、3、4 月分	2025 年 11 月 7 日
2026 年　4 月　7 日	5、6、7 月分	2026 年　2 月 9 日
2026 年　7 月　7 日	8、9、10 月分	2026 年　5 月 7 日

※自動振替後に脱退のご連絡をいただいてもご返金はできません。
※ご登録の自動振替口座のご変更をなさる場合、「口座登録依頼書」を変更手続締切日までに東芝保険サービス株式会社へご提出ください。変更締切日までに手続きした内容は、自動振替に反映されます。
口座登録依頼書は以下 URL より取り出しが可能です。
東芝地域店総合補償制度
https://www.toshiba.co.jp/tisco/kyousai/

よくあるご質問

トータルセーフティプラン（TSP）	Q.1	**【東芝地域店（販売店）所有の商品について】** 東芝地域店（販売店）が所有管理している倉庫が東芝地域店店舗と**別の住所にある場合**、補償の対象となりますか？	A. 被保険者である東芝地域店（販売店）が所有管理している建物内であれば、補償の対象となります。
	Q.2	**【東芝地域店（販売店）所有の商品について】** 東芝地域店（販売店）が契約する**外部倉庫**に預けた商品は、補償の対象となりますか？	A. 補償対象外です。
	Q.3	**【PL 保険】** 発注者に PL 保険に入るよう言われました。	A. トータルセーフティプランは PL 保険（生産物特約条項）の補償内容も含んだ制度です。 トータルセーフティプランにご加入されていれば、PL 保険は加入していることになります。
	Q.4	**【引渡し後の生産物自体・仕事の目的物自体の損害】** 設置不良が原因で、引渡し後（修理・点検・交換後または据付後）に損壊した商品や再据付工事などの賠償事故は補償されますか？	A. 設置した商品以外に、他人の身体の障害または、財物の損壊がある場合は、商品自体の損害も補償の対象となります。 ---------- 2019 年度の改定に伴い、引渡し後の商品自体の損害についても補償対象となりました。 商品自体の単独の損害については、補償対象外となります。
	Q.5	**【東芝地域店（販売店）所有の看板について】** 東芝地域店（販売店）が所有している看板の価格設定はどうしたらいいですか？	A. 小売店の看板の平均単価は 40 万円程度です。ただし、40 万円は再調達価額であり、本制度は時価額の補償となるため、1 基につき 20 万円程度が妥当と思われます。
	Q.6	**【看板の所有について】** 看板の所有がどこなのかわかりません。	A.「東芝ロゴ看板」は東芝コンシューママーケティング（株）所有が原則です。 「東芝ロゴ看板」の所有有無については東芝コンシューママーケティング（株）へお問い合わせください。
	Q.7	**【自家修理について】** 自家修理を行った場合、見積書の全額が認定されますか？	A. 自社で修理を行った場合、消費税と自社の利益相当額は対象外となります。自社で作成される見積書には、利益相当額を計上されないようお願いいたします。 ※必要経費が確認できる資料のご提示をお願いすることがあります。
オールマイティプラン（AMP）	Q.8	**【保険金請求について】** 入院中でも（完治していなくても）保険金請求はできますか？	A. 請求できます。ただし、所定の診断書は最終提出時から起算して、請求金額の合計額が 30 万円を超えるごとに都度ご提出が必要となります。
	Q.9	**【支払対象外の病気について】** 対象とならない病気は何ですか？	A. アルコール依存、薬物依存などの精神障害はお支払いの対象外です。 ※詳細は P.24 をご参照ください。
	Q.10	**【支払対象期間について】** 入院一時金は何日以上の入院が対象ですか？	A. 保険期間中に発病した病気や発生した事故によるケガのため、1 日以上入院された場合、お支払いの対象となります。
	Q.11	**【被保険者範囲】** パートやアルバイトもオールマイティプランに加入することができますか？	A. 東芝地域店（販売店）と直接雇用関係のある臨時雇い（パート・アルバイト）も加入できます。ただし、下請負人は加入することは出来ません。

トータルセーフティプランのあらまし

ご加入にあたっての注意事項　　**ご加入いただくお客さまへ（必ずお読みください。）**

トータルセーフティプラン（TSP）　基本コース・地震充実コース・地震さらに充実コース

動産総合保険

●保険の対象が譲渡された場合、その保険の対象にかかる保険契約は失効となるため、保険契約の権利義務は譲受人に移転しません。
●この保険契約は以下の約款・特約条項をセットしています。
○動産総合保険普通保険約款

- **臨時費用限定不担保特約条項**
- **物損害追加特約条項**
- **管球類単独損害不担保特約条項**
- **万引危険不担保特約条項**
- **使用人等の不誠実行為不担保特約条項**
- **格落損害不担保特約条項**
- **自動販売機等特約条項**
- **冷凍損害不担保特約条項**
- **東芝地域店総合補償制度特約条項（動産総合保険用）**
- **地震・噴火危険補償特約条項**
- **水災危険担保特約条項**
- **テロ危険等不担保特約条項**
- **共同保険に関する特約条項**
- **保険料分割払特約条項（大口用）**
- **営業時間外金庫外保管不担保特約条項**
- **サイバー攻撃等不担保特約条項**

賠償責任保険

●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項等によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店までお問い合わせください。
●この保険契約は以下の約款・特約条項をセットしています。
○賠償責任保険普通保険約款
・賠償責任保険追加条項・賠償責任保険追加担保条項・共同保険に関する特約条項・保険料分割払特約条項（大口用）・初回保険料の口座振替に関する特約条項・東芝地域店総合補償制度追加条項（個別）・日付データ処理等に関する不担保追加条項
・事故対応特別費用担保追加条項（除く受託者特約条項・自動車管理者特約条項用）（東芝地域店総合補償制度用）・事故対応特別費用担保条項（受託者特約条項用）（東芝地域店総合補償制度用）
○施設所有管理者特約条項
・漏水担保追加条項
○請負業者特約
・作業対象物担保追加条項・請負業者特約条項包括契約追加条項・支給財物損壊担保追加条項
○生産物特約条項
・不良製造品・加工品損害担保追加条項（10%）・不良完成品損害担保追加条項（10%）・生産物・仕事の結果事故における生産物自体・仕事の目的物自体担保追加条項
○受託者特約条項
・漏水担保追加条項・紛失危険担保追加条項・修理加工危険担保追加条項・携行品担保追加条項・冷凍・冷蔵危険免責の削除に関する追加条項
●この保険契約において、被保険者とは、次の①および②に掲げる者をいいます、
①記名被保険者：東芝地域店（販売店）
②記名被保険者の使用人等(注)。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者とします。
（注）❶記名被保険者　❷記名被保険者の役員・使用人　❸記名被保険者の下請負人　❹記名被保険者の下請負人の役員・使用人
※❷❸❹は記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象（被保険者）となります。また、受託者特約条項については、①②のみが被保険者となります。
●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
●被保険者（保険の補償を受けられる）が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
●訴訟になった場合、必要と認められる訴訟費用や弁護士報酬をお支払いします。（事前に損保ジャパンの承認が必要です。）
●この保険契約の保険料を定めるために用いる「保険料算出基礎」は売上高となっており、保険期間終了後の確定精算はありません。
●契約締結時の保険料算出基礎数字につきましては、正確に申告をお願いします。
●保険料算出の基礎となる売上高、賃金、入場者、領収金、請負金額、完成工事高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入・変更申込書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店までお問い合わせください。

共　通

●この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社	引受割合
損害保険ジャパン株式会社（幹事）	67%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	11%
三井住友海上火災保険株式会社	14%
東京海上日動火災保険株式会社	8%

（2025 年 4 月現在）

●保険会社破綻時の取扱い
引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
・ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が 20 名以下である法人をいいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の 8 割まで（ただし、破綻時から 3 か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。
なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。
●この保険は保険期間が 1 年以内の契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

ご加入にあたっての注意事項　　**ご加入いただくお客さまへ（必ずお読みください。）**

トータルセーフティプラン（TSP）　基本コース・地震充実コース・地震さらに充実コース

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
●保険契約にご加入の際には、保険契約者ご本人がご署名・ご捺印ください。
●保険責任は保険期間の初日の午後 4 時(※)に始まり、末日の午後 4 時(※)に終わります。
（※）加入・変更申込書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入・変更申込書等にてご確認ください。
●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
●取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものになります。
●告知義務（ご契約締結時における注意事項）
保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

< 告知事項 > 加入・変更申込書等および付属書類の記載事項すべて

保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
●通知義務（ご契約締結後における注意事項）
保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

< 通知事項 > 加入・変更申込書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

※加入・変更申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。
通知事項以外のご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめご通知ください。ただし、保険の対象の譲渡や、ご契約者の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なくご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なお知らせやご案内ができないことになります。
ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
●保険契約の際には、加入・変更申込書の記載事項について誤りがないかご確認ください。誤りがある場合には、保険金をお支払いできない場合があります。
●加入証は大切に保管してください。また、3 か月を経過しても加入証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。
●保険料分割払いの場合、所定の払込期日の属する月の翌月末日を経過しても第 2 回以降の分割保険料のお支払いがなかった場合には、払込期日の翌日以後に生じた事故による損害については保険金をお支払いできません。ただし、保険料のお支払いがなかったことにお客さまの故意や重大な過失がなかったと損保ジャパンが認めた場合には、払込猶予期間を払込期日の翌々月の 25 日まで延長させていただきます。また、2 か月連続して払込期日までに所定の分割保険料のお支払いがなかった場合は、保険契約を解除することがあります。
●第 1 回の分割保険料の払込みがなかった場合には、保険金をお支払いしません。
●保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】
0120-727-110
〈受付時間〉平日：午後 5 時～翌日午前 9 時。土日祝日（12 月 31 日～1 月 3 日を含みます。）/24 時間
※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の一部または全額をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30 日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30 日超の日数を要することがあります。
① 公的機関による捜査や調査結果の照会
② 専門機関による鑑定結果の照会
③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
④ 日本国外での調査
⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金を支払われない場合がありますのでご注意ください。
●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽ ADR センター」】
ナビダイヤル 0570-022808< 通話料有料 >

受付時間　平日：午前 9 時 15 分～午後 5 時
（土・日・祝日・年末年始は、休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（https://www.sonpo.or.jp/）
●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

トータルセーフティプランのあらまし

ご加入いただくお客さまへ（必ずお読みください。）

トータルセーフティプラン（TSP）　基本コース・地震充実コース・地震さらに充実コース

動産総合保険

保険金をお支払いする主な場合

偶然な事故により、商品等、什器・備品・看板等、現金に損害が生じた場合に補償します。
①火災、落雷、破裂・爆発
②自動車の飛び込み
③航空機の墜落もしくはその落下物
④労働争議、デモ、騒じょう
⑤風災・雹（ひょう）災・雪災
⑥水災
⑦盗難
⑧水濡（ぬ）れ
⑨破損
⑩地震
⑪運送中の事故※　　など
※輸送のため輸送区間の始点から搬出された時から、通常の輸送過程を経て、輸送区間の終点へ搬入された時までの間

< 保険の対象となるもの >
○商品等：被保険者が所有または管理する被保険者の買い取り商品、および修理品
○什器・備品・看板等：被保険者が所有する什器・備品・工具・看板
○現金：業務用現金、業務用預貯金証書

保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。

< 損害保険金 >
（1）保険の目的に生じた損害に対して、1 事故につき、保管中および輸送中について加入証記載の保険金額を限度として、その実損害額が自己負担額以上となった場合、その損害に対して実損額を損害保険金として支払います。
（2）1 回の事故につき、1 敷地内ごとに、業務用の通貨の盗難については 30 万円を、または業務用の預貯金証書の盗難については 300 万円を限度として保険金を支払います。ただし、預貯金証書の盗難による損害については、次の①および②の事実があったことを条件とします。
　①　保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。
　②　盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。
（3）（1）の規定にかかわらず、保険金額が保険価額(注)より大きくなる場合には、保険価額を限度として損害保険金をお支払いします。
（注）保険価額とは、損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。ただし、商品等については被保険者の仕入価額を基準とします。

< 地震 >（縮小支払）
地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害については、算出された保険金の額に以下の縮小割合を乗じて得た額をお支払いします。
基本コース :15%
地震充実コース :50%
地震さらに充実コース：80%

< 臨時費用保険金 >
火災、落雷、破裂・爆発、風災・雹（ひょう）災・雪災、建物外部からの物体の落下・飛来、水濡（ぬ）れ※、騒擾（じょう）等による損害の場合に臨時費用保険金をお支払いします。また、1 事故について 300 万円を限度とします。
※給排水設備、または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に限ります。

臨時費用保険金 = 損害保険金× 30%

< 残存物取片づけ費用保険金 >
残存物取片づけ費用保険金（清掃費用等の後片づけ費用）として、損害保険金の 10% を限度に残存物取片づけ費用の実費をお支払いします。

< 修理付帯費用保険金 >
火災、落雷、破裂または爆発により保険の対象が損害を受けた結果、復旧にあたり損保ジャパンの承認を得て支出した必要かつ有益な費用を、1 回の事故につき、1 敷地内ごとに損害が生じた保険の対象の所在する敷地内にかかるこの保険契約の保険金額× 30%、保険金額が時価額（保険価額）を超える場合は時価額（保険価額）とします。または 1,000 万円のいずれか低い額を限度としてお支払いします。ただし、主たる保管場所が居住の用に供する部分または営業用倉庫敷地内にある保険の対象を除きます。

保険金をお支払いできない主な場合

1. 保険契約者または被保険者（補償を受けられる方）または保険金受取人などの故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
2. 保険の対象の欠陥・自然の消耗・さび・かび・変色・虫食いなどによる損害
3. 保険の対象の置き忘れ、紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難、棚卸しまたは検品の際に発見された品不足を含みます。）による損害
4. 使用人などが単独にもしくは第三者と共謀して行った窃盗、盗難、強盗などによる損害
5. 管球類（真空管・ブラウン管・電球など）に単独に生じた損害
6. 偶然な外来の事故によらない電気の作用または、機械の稼働に伴って発生した電気的または機械的事故による損害。ただし、これらによって火災（焦げ損害を除きます。）、破裂または爆発が生じた場合の損害については、保険金のお支払い対象となります。
7. 就業時間外において、保管場所内のレジスターまたは金庫（手さげ金庫を除きます。）内に収容されていなかった現金の損害　　など

< 保険の対象とならない主なもの >
○小切手、手形、その他有価証券
○エレベータ、エアカーテン、自動ドア、シャッター、ビル付帯冷暖房装置、不動産およびこれに準ずるもの、携帯電話、スマートフォンおよび類似する通信機器類
○販売会社からの受託品
○ショーウインドウ、店舗内装、店舗用テント・キャンバス、見本品、受託物　　など

ご加入いただくお客さまへ（必ずお読みください。）

トータルセーフティプラン（TSP）　基本コース・地震充実コース・地震さらに充実コース

賠償責任保険（施設所有管理者特約条項）

保険金をお支払いする主な場合

被保険者が、①施設の構造上の欠陥や管理上の不備が原因で生じた事故、②施設内外で行う生産・販売・サービス業務等の業務遂行に関連して生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。
　①損害賠償金（治療費、休業補償、慰謝料、修理費等）
　②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用
　③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用
　④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
　　※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。
　⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用
　⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用
　⑦応訴のために緊急に要する人件費・交通費等の費用、裁判所等に提出する文書作成費用等（訴訟対応費用）や、事故発生時の事故現場の保存・記録費用、片付け費用、原因究明調査費用等（初期対応費用）

1 回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が 1 万円以上となった場合に、その損害の合計額に対する金額とし、4 頁に記載された保険金額を限度とします。
なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。

＊修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。

【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】
①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任
③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
⑥排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任
⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任　　など

【賠償責任保険追加条項の免責事由】
①原子核反応または原子核の崩壊
②石綿または石綿を含む製品の有害な特性
③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任
④専門職業危険
　・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体の美容または整形に起因する賠償責任
　・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任
⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
（注）『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。
　ア . 記名被保険者が所有する財物
　イ . 記名被保険者が他人から受託している財物（借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。）
　ウ . 所有財物および受託財物以外の作業の対象物
⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます。）　　など

【特約条項の免責事由（施設所有管理者特約条項の場合）】
①施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
②航空機、昇降機、自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）または施設外における船、車両（自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理（貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。）に起因する賠償責任
③屋根、樋（とい）、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
④仕事の終了後（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後）または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任（被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。）
⑤被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任
⑥支給財物の損壊に起因する賠償責任
⑦次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任
　ア . 記名被保険者の役員または使用人
　イ . 記名被保険者の下請負人
　ウ . 記名被保険者の下請負人の役員または使用人　　など

トータルセーフティプランのあらまし

ご加入いただくお客さまへ（必ずお読みください。）

トータルセーフティプラン（TSP）　基本コース・地震充実コース・地震さらに充実コース

賠償責任保険（請負業者特約条項）

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
被保険者が、①請負工事（作業）中の事故、②請負工事（作業）を行うために被保険者が所有、使用または管理する施設（資材置場等）の欠陥あるいは管理上の不備が原因で生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。 ①損害賠償金（治療費、休業補償、慰謝料、修理費等） ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用 ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。 ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用 ⑦応訴のために緊急に要する人件費・交通費等の費用、裁判所等に提出する文書作成費用等（訴訟対応費用）や、事故発生時の事故現場の保存･記録費用、片付け費用、原因究明調査費用等（初期対応費用） 1 回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が 1 万円以上となった場合に、その損害の合計額に対する金額とし、4 頁に記載された保険金額を限度とします。なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。 ＊修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。	この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。 **【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】** ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任 ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任　など **【賠償責任保険追加条項の免責事由】** ①原子核反応または原子核の崩壊 ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④専門職業危険 ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体の美容または整形に起因する賠償責任 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 （注）『管理財物』といい、以下のアからイに限定されています。 ア . 記名被保険者が所有する財物 イ . 記名被保険者が他人から受託している財物（借用財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。） ⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます。）　など **【特約条項の免責事由（請負業者特約条項の場合）】** ①被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次の事由に起因する賠償責任 ア . 土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊 イ . 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物（基礎および付属物を含みます。）、その収容物もしくは土地の損壊 ウ . 地下水の増減 ②施設の屋根、樋（とい）、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 ③航空機または自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）の所有、使用または管理（貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。）に起因する賠償責任 ④仕事の終了後（注 1）または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任（注 2） （注 1）仕事の目的物の引渡しを要する場合は、引渡し後をいいます。 （注 2）被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。 ⑤被保険者の占有を離れ、施設外にある財物に起因する賠償責任 ⑥じんあいまたは騒音に起因する賠償責任 ⑦次に掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任 ア . 記名被保険者の役員または使用人 イ . 記名被保険者の下請負人 ウ . 記名被保険者の下請負人の役員または使用人　など

ご加入いただくお客さまへ（必ずお読みください。）

トータルセーフティプラン（TSP）　基本コース・地震充実コース・地震さらに充実コース

賠償責任保険（生産物特約条項）

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
被保険者が①製造・販売した生産物の欠陥が原因で生じた事故、②仕事の結果に起因して発生した事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。 ①損害賠償金（治療費､休業補償､慰謝料､修理費等） ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用 ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。 ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用 ⑦応訴のために緊急に要する人件費・交通費等の費用、裁判所等に提出する文書作成費用等（訴訟対応費用）や、事故発生時の事故現場の保存･記録費用、原因究明調査費用等（初期対応費用） 1 回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が 1 万円以上となった場合に、その損害の合計額に対する金額とし、4 頁に記載された保険金額を限度とします。 不良完成品損害および不良製造品・加工品損害に関する支払限度額（保険金額）は、それぞれ財物賠償保険金額の 10% となります。 なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。 ＊修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 ＊事故が発生したときまたは事故の発生するおそれのあることを知ったときは事故の発生または拡大を防止するため遅滞なく、生産物または仕事の目的物について回収措置（回収、検査、修理、交換その他適切な措置）を講じなければなりません。正当な理由なく、回収措置を講じなかったことによる損害については、保険金のお支払対象となりません。なお、被保険者が支出した回収費用については、保険金のお支払対象となりません。 【生産物・仕事の結果事故における生産物自体・仕事の目的物自体担保追加条項（生産物特約条項用）】 第三者の身体の障害や財物の損壊が発生し、被保険者に保険金が支払われる場合、その原因となった事故製品それ自体に関わる損害を補償します。支払限度額は被保険者ごとに 1,000 万円、保険期間中 2 億円となります。	この保険では､直接であると間接であるとを問わず､次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。 **【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】** ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任 ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任　など **【賠償責任保険追加条項の免責事由】** ①原子核反応または原子核の崩壊 ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④専門職業危険 ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体の美容または整形に起因する賠償責任 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 （注）『管理財物』といい、以下のアからイに限定されています。 ア . 記名被保険者が所有する財物 イ . 記名被保険者が他人から受託している財物（借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。） ウ . 所有財物および受託財物以外の作業の対象物 ⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます。）　など **【特約条項の免責事由（生産物特約条項の場合）】** ①生産物または仕事のかしに基づく生産物（生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。）または仕事の目的物（作業対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。）自体の損壊に対する賠償責任（その生産物もしくは仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは 解体による賠償責任を含みます。） ※生産物・仕事の結果による事故によって他人の身体障害、生産物自体・仕事の目的物以外の財物損壊が発生し保険金が支払われる場合は、補償の対象となります。 ②記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任　など **【生産物・仕事の結果事故における生産物自体・仕事の目的物自体担保追加条項（生産物特約条項用）】** ①生産物特約条項に規定する事故によって生じた財物の損壊が不良完成品損害に起因する賠償責任 ②生産物特約条項に規定する事故によって生じた財物の損壊が不良製造品・加工品損害に起因する賠償責任

トータルセーフティプランのあらまし

ご加入いただくお客さまへ（必ずお読みください。）

トータルセーフティプラン（TSP） 基本コース・地震充実コース・地震さらに充実コース

賠償責任保険（受託者特約条項）

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
他人から預かった物（受託物）を特定の施設内で保管している間、または施設外で管理している間に、火災・盗難・取扱いの不注意等により受託物を損壊したり、盗まれたりしたため、預け主に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。 ①損害賠償金（修理費等） ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用 ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。 ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥受託物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用 ⑦応訴のために緊急に要する人件費・交通費等の費用、裁判所等に提出する文書作成費用等（訴訟対応費用）や、事故発生時の事故現場の保存・記録費用、片付け費用、原因究明調査費用等（初期対応費用） 1 回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が 1 万円以上となった場合に、その損害の合計額に対する金額とし、4 頁に記載された保険金額を限度とします。 なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。 ＊修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。	この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。 **【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】** ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任 ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任　など **【賠償責任保険追加条項の免責事由】** ①原子核反応または原子核の崩壊 ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④専門職業危険 ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体の美容または整形に起因する賠償責任 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 ⑤サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます。）　など **【特約条項の免責事由（受託賠特約条項の場合）】** ①保険契約者、被保険者もしくはその代理人またはこれらの者の同居の親族もしくは使用人が行い、または加担した盗取または搾取に起因する賠償責任 ②被保険者、被保険者の法定代理人または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について保険金を支払われないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ③貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物が損壊し、または紛失しもしくは盗取されたことに起因する賠償責任 ④受託物の自然の消耗もしくは欠陥、受託物本来の性質（自然発火および自然爆発を含みます。）、ねずみ食いもしくは虫食い等に起因する賠償責任 ⑤屋根、樋（とい）、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による受託物の損壊に起因する賠償責任 ⑥受託物が委託者に引き渡された日から 30 日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任 ⑦自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）、車両（自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）、船舶もしくは航空機が法令に定められた資格を持たない者によって運転もしくは操縦されている間、または酒気帯び状態の者によって運転もしくは操縦されている間に発生した損害に起因する賠償責任　など

トータルセーフティプラン ご加入・ご変更のお手続き

『「トータルセーフティプラン」加入・変更申込書 兼 脱退通知書』のご提出がない場合、現在のご契約内容と同等の条件で自動継続扱いとさせていただきます。次の事項に該当する場合は必ず『「トータルセーフティプラン」加入・変更申込書 兼 脱退通知書』をご提出ください。

①昨年（2024 年）にご申告いただいた「2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までに決算期を迎えた売上高（消費税込）」が、「2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までに決算期を迎えた売上高（消費税込）」と比べたとき、保険の**売上高区分**が**変更**になる場合。
（保険の売上高区分）
1 億円未満 /1 億円以上 3 億円未満 /3 億円以上 5 億円未満
②商品の**在庫高**と**什器・備品・看板等の合計額**が、昨年のご申告の金額と**変更**になる場合。
（在庫高とは、年間を通じてもっとも高くなるときの金額）
③**ご加入コース**の**変更**をされる場合。

保険金額（補償限度額）の設定と保険料の確認方法

『「トータルセーフティプラン」加入・変更申込書 兼 脱退通知書』の記入についてご確認をお願いします。
記載例は、年間売上高（税込）9,500 万円、対象東芝地域店店舗の商品在庫 280 万円、什器・備品・看板等 240 万円の加入東芝地域店さまが、基本コースをご選択されるケースです。
『「トータルセーフティプラン」加入・変更申込書 兼 脱退通知書』は、加入東芝地域店さまの実態とご希望のお申込内容に即した内容を記載のうえ、ご提出をお願いします。
なお「消えるボールペン」は使用しないでください。

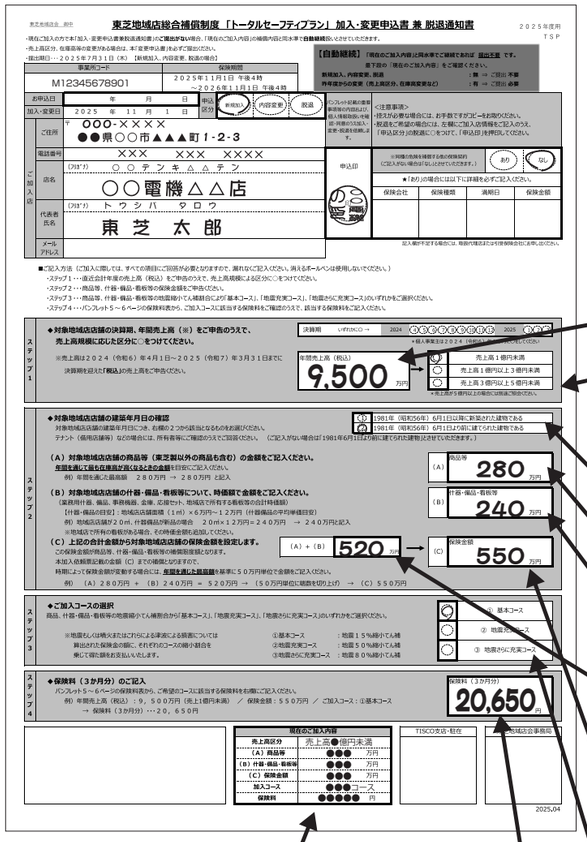

まず、用紙下段の「現在のご加入内容」を必ずご確認ください。

現在のご加入内容	
売上高区分	売上高●億円未満
（A）商品等	●●● 万円
（B）什器・備品・看板等	●●● 万円
（C）保険金額	●●● 万円
加入コース	●●●コース
保険料	●●●●● 円

「現在のご加入内容」と現況が異なるようであれば変更申込書のご提出が必要です。

ステップ 1
対象東芝地域店店舗の年間売上高について

年間売上高をご記入ください。

年間売上高をご確認の上、いずれかに○をしてください。

ステップ 2
対象東芝地域店店舗の建築年月日と補償金額について

対象東芝地域店店舗の建築年に○をしてください。

対象東芝地域店店舗の商品等の金額を記入します。
例）の場合280万円と記入します。

対象東芝地域店店舗の什器（じゅう）・備品・看板等の金額を記入します。
例）の場合240万円と記入します。

商品等の金額と、什器（じゅう）・備品・看板等の金額の合計です。
例）の場合280万円+240万円=520万円と記入します。

50万円単位の切上げとなります。
例）の場合520万円を切り上げ550万円と記入します。

ステップ 3
ご加入コースの選択

ご希望のコースを選択し、○をしてください。

ステップ 4
保険料のご確認

パンフレット5～6ページより、保険料をご確認ください。
例）の場合20,650円と記入します。

「現在のご加入内容」と現況が異なるようであれば変更申込書のご提出が必要です。

オールマイティプランのあらまし

ご加入いただくお客さまへ（必ずお読みください。）

オールマイティプラン（AMP）

約款欄の★については団体総合生活補償保険〈標準型〉、☆については団体総合生活補償保険〈MS&AD 型〉が適用されます。
※印を付した用語については、P.28~P.29 の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類（ ）は保険金の正式名称			約款	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	ケガ	**死亡** **（傷害死亡保険金）** ★傷害補償 （標準型）特約	★	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 （注 1）傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 （注 2）既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、飲酒運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）※によって発生した肺炎 ●P.28 の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●P.28 の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ（死亡、後遺障害および通院を除きます。） ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ など （注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	ケガ	**後遺障害** **（傷害後遺障害保険金）** ★傷害補償 （標準型）特約	★	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害※が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額×約款所定の保険金支払割合（4%~100%） （注 1）政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注 2）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて 180 日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて 181 日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注 3）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注 4）既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	ケガ	**通院** **（傷害通院保険金）** ★傷害補償 （標準型）特約	★	保険期間中の事故によるケガ※のため、通院※された場合（以下、この状態を「傷害通院」といいます。） （注）傷害通院の日数には、通院されない場合で、所定の部位※を固定するためにギプス等※を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師※の指示による固定（＊）であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギプス等の装着により固定していることが確認できる場合に限ります。 （＊）診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限ります。	傷害通院保険金日額×傷害通院の日数 （注 1）事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した後の通院※に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。 また、お支払いする傷害通院の日数は 90 日が限度となります。 （注 2）傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 （注 3）傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	
	ケガ	**入院** **（傷害入院保険金）** ★傷害補償 （MS&AD型）特約	☆	保険期間中の事故によるケガ※のため、入院※された場合（以下、この状態を「傷害入院」といいます。）	傷害入院保険金日額×傷害入院の日数 （注 1）傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間※（1,095 日）が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1 事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※（365 日）に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 （注 2）傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
	ケガ	**手術** **（傷害手術保険金）** ★傷害補償 （MS&AD型）特約	☆	保険期間中の事故によるケガ※の治療※のため、傷害入院保険金の支払対象期間※（1,095 日）中に手術※を受けられた場合	1 回の手術※について、次の額をお支払いします。 ①入院※中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額×10 ②①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額×5 （注）次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか 1 つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1 回の手術を 2 日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が 1 日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が 1 回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて 14 日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	
ケガ		**入院一時金** **（傷害入院時一時金）** ★傷害入院時一時金補償特約	☆	「傷害入院」の状態に該当した場合	傷害入院時一時金額の全額 （注 1）1 事故に基づく傷害入院につき 1 回を限度とします。 （注 2）傷害入院時一時金をお支払いする傷害入院の期間中にさらに傷害入院時一時金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院時一時金を重ねてはお支払いしません。	
ケガ		**集中治療室** **（傷害集中治療室等利用時一時保険金）** ★傷害による集中治療室等利用時一時保険金補償特約	☆	「傷害入院」に該当し、傷害入院保険金の支払対象期間※（1,095 日）中に集中治療室管理等※を受けた場合	傷害入院保険金日額×20 （注 1）1 事故に基づく傷害入院につき 1 回を限度とします。 （注 2）傷害集中治療室等利用時一時保険金をお支払いする傷害入院の期間中にさらに傷害集中治療室等利用時一時保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は傷害集中治療室等利用時一時保険金を重ねてはお支払いしません。	

ご加入いただくお客さまへ（必ずお読みください。）

オールマイティプラン（AMP）

保険金の種類（ ）は保険金の正式名称			約款	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病保険金	病気	**入院** **（疾病入院保険金）** ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P.28（☆）参照	☆	保険期間の開始後(＊)に発病※した病気※のため、保険期間中に入院※された場合（以下、この状態を「疾病入院」といいます。） （＊）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	疾病入院保険金日額×疾病入院の日数 （注 1）疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間※（1,095 日）が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1 回の疾病入院※について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※（365 日）に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 （注 2）疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気※を発病※された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害(＊1)およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱※、暴動による病気（テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）(＊2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気(＊2) ●麻薬等の使用による病気（ただし、治療※を目的として医師※が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●妊娠または出産（異常妊娠、異常分娩または産褥（じょく）期の異常（＊3）の場合は、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ など （注）保険期間の開始時(＊5)より前に発病※した病気(＊4)については保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院※を開始された日(＊6)からご加入の継続する期間を遡及して 1 年以前であるときは、保険金をお支払いします。 （＊1）「精神障害」とは、平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に定められた分類項目中の分類コード F00 から F09 または F20 から F99 に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003 年版）準拠」によります。（特定精神障害補償特約（自動的にセットされます。）のセット後の内容となります。） 〈支払対象外となる精神障害の例〉 アルコール依存、薬物依存　など （＊2）これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 （＊3）「異常妊娠、異常分娩または産褥（じょく）期の異常」とは、平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に定められた分類項目中の分類コード 000 から 079 まで、081 から 099 までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要　ICD－10（2003 年版）準拠」によります。 （＊4）その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 （＊5）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 （＊6）疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。
	病気	**手術** **（疾病手術保険金）** ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P.28（☆）参照	☆	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気※の治療※のために疾病入院保険金の支払対象期間※（1,095 日）中に手術※を受けられたとき。 ②保険期間の開始後(＊)に発病※した病気の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合 （＊）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術※について、次の額をお支払いします。 ①疾病入院保険金が支払われるか否かにかかわらず、入院※中に受けた手術の場合 疾病入院保険金日額×10 ②①以外の手術の場合 疾病入院保険金日額×5 （注）次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか 1 つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1 回の手術を 2 日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が 1 日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が 1 回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて 14 日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	
	病気	**放射線治療** **（疾病放射線治療保険金）** ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P.28（☆）参照	☆	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気※の治療※のために疾病入院保険金の支払対象期間※（1,095 日）中に放射線治療※を受けられたとき。 ②保険期間の開始後(＊)に発病※した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 （＊）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療※について、次の額をお支払いします。 疾病入院保険金日額×10 （注 1）同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか 1 つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 （注 2）疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、同一の診療行為について疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて 60 日以内に受けた放射線治療に対しては、保険金をお支払いしません。	
病気		**入院一時金** **（疾病入院時一時金）** ★疾病入院時一時金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P.28（☆）参照	☆	「疾病入院」の状態に該当した場合	疾病入院時一時金額の全額 （注1）1回の疾病入院※につき1回を限度にお支払いします。 （注2）疾病入院時一時金をお支払いする期間中にさらに疾病入院時一時金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気※を発病※した場合は、疾病入院時一時金を重ねてはお支払いしません。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、（注）および（＊5）の「病気を補償する加入タイプ」を「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。
病気		**集中治療室** **（疾病集中治療室等利用時一時保険金）** ★疾病による集中治療室等利用時一時保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	☆	「疾病入院」に該当し、疾病入院保険金の支払対象期間※（1,095 日）中に集中治療室管理等※を受けた場合	疾病入院保険金日額×20 （注 1）1 回の疾病入院※につき 1 回を限度とします。 （注 2）疾病集中治療室等利用時一時保険金をお支払いする疾病入院の期間中にさらに疾病集中治療室等利用時一時保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気※を発病※した場合は、疾病集中治療室等利用時一時保険金を重ねてはお支払いしません。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、（注）および（＊5）の「病気を補償する加入タイプ」を「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。

オールマイティプランのあらまし

ご加入いただくお客さまへ（必ずお読みください。）

オールマイティプラン（AMP）

保険金の種類 （ ）は保険金の正式名称		約款	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ケガ・病気	**葬祭費用** **（葬祭費用保険金）** ★葬祭費用 補償特約	☆	補償対象者(＊1)が次の①～③のいずれかに該当され、補償対象者の親族※が葬祭費用を負担された場合 ①保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合 ②保険期間の開始時以降(＊2)に発病※した病気※のため、このご契約の保険期間中に死亡された場合 ③このご契約の保険期間が終了した後であっても、疾病入院保険金が支払われるべき場合で、その原因となった病気(＊3)のため、疾病入院保険金の支払対象期間※が満了するまでの間(＊4)に死亡された場合。 ただし、葬祭費用を補償するご契約が継続されなかった場合に限ります。 （＊1）「補償対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。 （＊2）葬祭費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時以降とします。 （＊3）その病気と医学上因果関係がある病気※をいいます。 （＊4）365 日を限度とします。	補償対象者の親族※が葬祭費用を負担することによって被る損害に対して、葬祭費用保険金額を限度として保険金をお支払いします。 （注1）【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 葬祭費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気※(＊)を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、葬祭費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気(＊)を発病した時が、その病気によって補償対象者が死亡した日からご加入の継続する期間を遡及して 1 年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 （注2）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 （＊）その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。	**〈「保険金をお支払いする場合」の①の場合〉** ●保険契約者、被保険者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、飲酒運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●P.28 の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ など **〈「保険金をお支払いする場合」の②または③の場合〉** ●保険契約者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害(＊1)およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱※、暴動による病気（テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）(＊2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気(＊2) ●麻薬等の使用による病気（ただし、治療を目的として医師※が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。） など （注）保険期間の開始時(＊3)より前に発病※した病気(＊4)については保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気(＊4)を発病した時が、その病気により補償対象者が死亡された日からご加入の継続する期間を遡及して 1 年以前であるときは、葬祭費用保険金をお支払いします。 （＊1）「精神障害」とは、平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に定められた分類項目中の分類コード F00 から F99 に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編『疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003 年版）準拠』によります。 〈支払対象外となる精神障害の例〉 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、人格障害、気分障害、知的障害　など （＊2）これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 （＊3）この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 （＊4）その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。
ケガ・病気	**高度医療** **（先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金）** ★先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金 補償特約 ☆先進医療に伴う一部負担金追加補償特約セット ☆特定精神障害補償特約セット	☆	ケガ※または病気※の治療※のため、保険期間中に日本国内において先進医療(＊1)、拡大治験(＊2)または患者申出療養(＊3)を受けた場合で、被保険者が先進医療、拡大治験または患者申出療養に伴う費用を負担されたとき。 （＊1）「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。 （次ページにつづく）	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア．先進医療、拡大治験または患者申出療養に要する費用(＊1) イ．先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けるための病院等との間の交通費（転院、退院のための交通費を含みます。） ウ．先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けるための宿泊費（1泊につき1万円限度） （注1）加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 （注2）保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金額が限度となります。 （注3）【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療、拡大治験または患者申出療養に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガ※の原因となった事故発生の時または病気※(＊2)を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療・ （次ページにつづく）	【ケガの治療のため、先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けた場合】 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、飲酒運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●P.28の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●P.28の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ など （注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。 【病気の治療のため、先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けた場合】 疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の（注）を次のとおり読み替えます。 （次ページにつづく）

ご加入いただくお客さまへ（必ずお読みください。）

オールマイティプラン（AMP）

保険金の種類 （ ）は保険金の正式名称		約款	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ケガ・病気	**高度医療** **（先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金）** ★先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金 補償特約 ☆先進医療に伴う一部負担金追加補償特約セット ☆特定精神障害補償特約セット	☆	（前ページからのつづき） （＊2）「拡大治験」とは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第17項に規定する治験に係る診療のうち、人道的見地から実施される治験(＊5)をいいます。 （＊3）「患者申出療養」とは厚生労働省告示に基づき定められている患者申出療養をいいます。ただし、その療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院または診療所において行われるものに限ります。 （＊4）「人道的見地から実施される治験」とは医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第28号）第2条第29項、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成17年厚生労働省令第36号）第2条第29項または再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成26年厚生労働省令第89号）第2条第29項に規定する拡大治験をいいます。 （注）医療技術、医療機関および適応症等が先進医療、拡大治験または患者申出療養に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療、拡大治験または患者申出療養の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療、拡大治験または患者申出療養に該当しない場合、お支払いの対象外となります。	（前ページからのつづき） 拡大治験・患者申出療養費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額なります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気（＊2）を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療、拡大治験または患者申出療養を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 （注4）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 （＊1）先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいいます。 （＊2）先進医療、拡大治験または患者申出療養の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。	（前ページからのつづき） （注）保険期間の開始時(＊5)より前に被ったケガまたは発病※した病気(＊4)については保険金をお支払いしません。 ただし、先進医療(＊6)、拡大治験(＊7)または患者申出療養(＊8)に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療、拡大治験または患者申出療養を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 （＊4）その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 （＊5）先進医療、拡大治験または患者申出療養に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 （＊6）「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。 （＊7）「拡大治験」とは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第17項に規定する治験に係る診療のうち、人道的見地から実施される治験(＊9)をいいます。 （＊8）「患者申出療養」とは厚生労働省告示に基づき定められている患者申出療養をいいます。ただし、その療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院または診療所において行われるものに限ります。 （＊9）「人道的見地から実施される治験」とは医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第28号）第2条第29項、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成17年厚生労働省令第36号）第2条第29項または再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成26年厚生労働省令第89号）第2条第29項に規定する拡大治験をいいます。
がん特約	**がん診断保険金** ★がん診断保険金 補償（待機期間不設定型）特約	☆	次のいずれかのがん※と診断確定※された場合（保険期間中にがんと診断確定された場合に限ります。） ①保険期間の開始時(＊1)以降に初めて罹患したがん ②再発したがん(＊2) ③転移したがん(＊3) ④既払がん(＊4)とは全く別のがん （注）がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、前回の保険金支払事由該当日(＊5)から、その日を含めて1年以内に再び上記①から④までのいずれかのがんと診断確定されたときは、保険金を支払いません。 （＊1）がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時とします。 （＊2）「再発したがん」とは、がんを治療した結果、一旦がんが認められない状態となり、その後再発したと診断確定されたがんをいいます。 （＊3）「転移したがん」とは、他の部位・臓器(＊6)に転移したと診断確定されたがんをいいます。ただし、転移の以前に既にその部位・臓器にがんが発生していた場合は含みません。 （＊4）「既払がん」とは、継続加入してきた最初のご契約の保険期間が開始した以降にがんと診断確定され、既に保険金を支払ったがんをいいます。 （＊5）継続加入してきた最初のご契約からこの保険契約の継続前契約までの保険期間中に、既に保険金を支払ったがんと診断確定された日のうち、この保険契約の始期日に最も近い日をいいます。 （＊6）同一の種類の部位・臓器が複数ある場合、それらは同じ部位・臓器とみなします。 （次ページにつづく）	〔がん診断保険金額の全額〕 （注1）保険期間中1回に限ります。 （注2）【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者がん※を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①がんを発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がんを発病した時が、がんと診断確定※された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 （注3）被保険者が医師※から傷病名の告知を受けていないこと等により保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細は12ページの＜代理請求人について＞をご覧ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるがん※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるがん ●戦争、その他の変乱※、暴動によるがん（テロ行為によるがんは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）(＊1) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるがん(＊1) ●麻薬等の使用によるがん（ただし、治療※を目的として医師※が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。） など （注）保険期間の開始時(＊3)より前に発病※したがんについては保険金をお支払いしません。 ただし、がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入された場合で、がんを発病した時が、がんと診断確定※された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 （＊1）これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 （＊2）そのがんと医学上因果関係がある病気※を含みます。 （＊3）がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。
	抗がん剤治療保険金 ★抗がん剤治療特約	☆	保険期間の開始後(＊1)に発病※したがん※の治療※のため、保険期間中に抗がん剤(＊2)治療を開始した場合 （注1）同一の月に複数回の抗がん剤治療を受けた場合は、1つの抗がん剤治療についてのみ保険金をお支払いします。 （注2）先進医療に該当するもの、治験薬剤による治療は補償の対象になりません。 （＊1）抗がん剤治療を補償する加入タイプに継続加入される場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。 （＊2）投薬または処方された時点で、がんを適応症として厚生労働大臣により承認されている次の①および②のいずれにも該当する薬剤をいいます。 （次ページにつづく）	抗がん剤治療を受けた月ごとに次の額をお支払いします。 抗がん剤治療保険金額×下表の倍率 <table><tr><th colspan="2">世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類・がんの種類</th><th>倍率</th></tr><tr><td colspan="2">L01. 抗悪性腫瘍薬</td><td>2</td></tr><tr><td rowspan="2">L02. 内分泌療法（ホルモン療法）(＊)</td><td>乳がん、前立腺がん</td><td>1</td></tr><tr><td>上記以外のがん</td><td>2</td></tr><tr><td colspan="2">L03. 免疫賦活薬</td><td>2</td></tr><tr><td colspan="2">L04. 免疫抑制剤</td><td>2</td></tr><tr><td colspan="2">V10. 治療用放射性医薬品</td><td>2</td></tr></table>（次ページにつづく）	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるがん※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるがん ●戦争、その他の変乱※、暴動によるがん（テロ行為によるがんは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）(＊1) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるがん(＊1) など （次ページにつづく）

オールマイティプランのあらまし

ご加入いただくお客さまへ（必ずお読みください。）

オールマイティプラン（AMP）

保険金の種類		約款	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
がん特約	**抗がん剤治療保険金** ★抗がん剤治療特約	☆	（前ページからのつづき） ①厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者の罹患したがんの治療に対する効能または効果が認められた薬剤 ②世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、次に分類される薬剤 世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類 L01．抗悪性腫瘍薬 L02．内分泌療法（ホルモン療法）(＊3) L03．免疫賦活薬 L04．免疫抑制剤 V10．治療用放射性医薬品 （＊3）内分泌療法（ホルモン療法）とは、がん細胞の発育・増殖を阻止するために、がん細胞の発育・増殖を促進するホルモンと拮抗する他のホルモンを投与したり、ホルモンの生成や作用を減弱させる薬剤を投与したりする療法をいいます。	（前ページからのつづき） （注1）保険期間を通じて抗がん剤治療保険金額の120倍が限度となります。 （注2）【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 この特約をセットした加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が抗がん剤治療の原因となったがん※を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①がんを発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がんを発病した時が、そのがんによる抗がん剤治療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前である場合は、②により算出した額をお支払いします。 （＊）内分泌療法（ホルモン療法）とは、がん細胞の発育・増殖を阻止するために、がん細胞の発育・増殖を促進するホルモンと拮抗する他のホルモンを投与したり、ホルモンの生成や作用を減弱させる薬剤を投与したりする療法をいいます。	（前ページからのつづき） （注）保険期間の開始時(＊2)より前に発病※したがん（転移したがん(＊3)を含みます）については保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、がんを発病した時が、そのがんによる抗がん剤治療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 （＊1）これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 （＊2）この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約のご加入時をいいます。 （＊3）転移したがんとは、原発巣（最初にがんが発生した場所をいいます。）が同じであると診断されたがんをいい、そのがんと同じ部位に再発したがんを含みます。
介護特約	**介護一時金** 本人介護 ★介護一時金支払特約 ☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）セット	☆	保険期間中に、被保険者(＊)が要介護状態（要介護2以上の状態）※となり、180日を超えて継続した場合 （＊）この特約の被保険者として加入証等に記載された方をいいます。	介護一時金額の全額 （注1）介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。 （注2）【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 被保険者が要介護状態※となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等※の無資格運転、飲酒運転※中または麻薬等を使用しての運転中の事故による要介護状態 ●麻薬等の使用による要介護状態（ただし、治療※を目的として医師※が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態（ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●戦争、その他の変乱※、暴動による要介護状態（テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ など （注）保険期間の開始時(＊1)より前に要介護状態の原因となった事由(＊2)が発生した場合は、保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由(＊2)が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護一時金をお支払いします。 （＊1）この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 （＊2）公的介護保険制度※を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。

ご加入いただくお客さまへ（必ずお読みください。）

オールマイティプラン（AMP）

< 補償対象外となる運動等 >

山岳登はん(＊1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(＊2)操縦(＊3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(＊4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗

その他これらに類する危険な運動

（＊1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。

（＊2）グライダーおよび飛行船は含みません。

（＊3）職務として操縦する場合は含みません。

（＊4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

< 補償対象外となる職業 >

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士

その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

（☆）疾病保険金（疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金）、疾病入院時一時金

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気※を補償する加入タイプ(＊1)に継続加入の場合で、被保険者が疾病入院(＊2)の原因となった病気(＊3)を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気(＊3)を発病した時が、その病気による疾病入院(＊2)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して 1 年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

（＊1）疾病入院時一時金においては、「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。

（＊2）疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術」、「放射線治療」と読み替えます。

（＊3）疾病入院(＊2)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

天災危険補償特約 （基本補償セット）	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ※のときも、傷害保険金をお支払いします。	同様の取扱いとなる保険金 ・傷害入院時一時金 ・先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金 ・傷害集中治療室等利用時一時保険金

【※印の用語のご説明】

●「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気※をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。

●「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

●「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
葬祭費用補償特約	補償対象者以外の医師
介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師

●「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日(＊)からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気※（これと医学上因果関係がある病気※を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。

（＊）疾病入院時一時金においては、「退院日の翌日」を「退院日」と読み替えます。

●「飲酒運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。

●「オンライン診療」とは、医師と患者の間において、情報通信機器を通して患者の診察および診断を行い、診断結果の伝達、処方等の診療行為をリアルタイムにより行うことをいいます。ただし、リアルタイムの視覚および聴覚の情報を含む情報通信手段による場合に限ります。なお、電話診療は含みません。

●「がん」とは、特約に定めるがん（悪性新生物）をいい、上皮内新生物を含みます。抗がん剤治療特約においては、上皮内新生物を含みません。

●「ギプス等」とは、ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限ります。）およびハローベストをいいます。

●「競技等」とは、競技、競争、興行(＊)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。

（＊）いずれもそのための練習を含みます。

●「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。

●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。

「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。

「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。

「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(＊)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。

①細菌性食中毒　②ウイルス性食中毒

（＊）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。

（次ページへつづく）

オールマイティプランのあらまし

ご加入いただくお客さまへ（必ずお読みください。）

オールマイティプラン（AMP）

(前ページからのつづき)

●「後遺障害」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※を除きます。

●「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。

●「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

●「支払限度日数」とは、支払対象期間※内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称
・傷害入院保険金 ・疾病入院保険金

●「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院※が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称
・傷害入院保険金 ・疾病入院保険金

●「集中治療室管理等」とは、次のいずれにも該当する診療行為をいいます。

①厚生労働省告示に定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長または地方厚生支局長に届け出た病院において、内科系、外科系を問わず、呼吸、循環、代謝その他の重篤な急性機能不全の患者に対して、医師※の必要と認める治療看護を強力かつ集中的に行う診療行為

②公的医療保険制度における医科診療報酬点数表において、次のいずれかの算定対象となる診療行為(＊1)

ア．救命救急入院料

イ．集中治療室管理料(＊2)

（＊1）診療行為には、歯科診療報酬点数表に列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

（＊2）集中治療室管理料とは、医科診療報酬点数表において列挙されている診療行為の名称中に「集中治療室管理料」を含むものをいいます。

●「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。

①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(＊1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
また疾病手術保険金補償については鼻焼灼術（鼻粘膜、下甲介粘膜）を除きます。

②先進医療※に該当する診療行為(＊2)

（＊1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。

（＊2）②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

●「乗用具」とは、自動車等※、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。

●「所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。

・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱

・長管骨に接続する3大関節部分（肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。）。

・肋骨または胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部を固定した場合に限ります。

・顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。

●「親族」とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。

●「診断確定」とは、医師※による病理組織学的所見(＊1)によってなされたものをいいます。

（注）病理組織学的検査(＊2)が行われない場合には、病理組織学的検査(＊2)が行われなかった理由が明らかであり、その他の所見(＊3)による診断確定の根拠が合理的であると認められるときに限り、その他の所見(＊3)による診断確定も認めることがあります。

（＊1）病理組織学的所見とは、生検等をいいます。

（＊2）病理組織学的検査とは、生検等をいいます。

（＊3）その他の所見とは、細胞学的検査、臨床検査等により認められる異常所見をいいます。

●「先進医療」とは、手術※または放射線治療※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。

●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

●「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

●「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診、訪問診療もしくはオンライン診療※により、治療※を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は含みません。

●「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

●「入院」とは、自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。

●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

●「発病」とは、医師※が診断(＊)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。

（＊）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

●「病気」とは、被保険者が被ったケガ※以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。

●「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。

①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為

②先進医療※に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為

(注)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

●「要介護状態（要介護2以上の状態）」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。

①公的介護保険制度※の第1号被保険者（65才以上）
要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態

②公的介護保険制度の第2号被保険者（40才以上65才未満）
要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病（初老期における認知症等の16疾病）に該当しない場合は、要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。

③公的介護保険制度の被保険者以外（40才未満）
要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態

ご加入いただくお客さまへ（必ずお読みください。）

オールマイティプラン（AMP）

重要事項のご説明

契約概要のご説明

団体総合生活補償保険（標準型）
および団体総合生活補償保険（MS&AD 型）

●ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
●申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
●契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

（1）商品の仕組み
この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合や病気になられた場合等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 （○：被保険者の対象　－：被保険者の対象外）		
	本人(＊)	配偶者	その他親族
本人型	○	－	－

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人(＊)のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で 14 歳 6 か月以上 65 歳 6 か月以下の「東芝地域店（販売店）」の経営者および従業員の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方 （継続プラン被保険者は 89 歳まで継続できます。）
がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	
疾病入院時一時金補償特約	
疾病による集中治療室等利用時一時保険金補償特約	
介護一時金支払特約 本人介護	
先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約	
抗がん剤治療特約	
葬祭費用補償特約	本人(＊)の親族（6 親等内の血族、配偶者および 3 親等内の姻族） （注）本人(＊)は、次のすべてに該当する方となります。 ・保険期間の開始時点で 14 歳 6 か月以上 65 歳 6 か月以下の「東芝地域店（販売店）」の経営者および従業員の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方 （継続プラン被保険者は 89 歳まで継続できます。） （注）親族が亡くなった時は補償の対象外です。

（＊）加入・変更申込書兼脱退通知書の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

（2）補償内容
保険金をお支払いする場合は P.23 ～ P.29 のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。
①保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額
P.23~P.29 をご参照ください。
②保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）
P.23~P.29 をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

（3）セットできる主な特約およびその概要
P.23~P.29 をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

（4）保険期間
この保険の保険期間は、1 年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、2025 年 11 月 1 日午後 4 時から 2026 年 11 月 1 日午後 4 時までの 1 年間となりますのでご確認ください。

（5）引受条件
ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業･職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2（2）通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）」＜ご契約の引受範囲＞＜ご契約の引受範囲外＞をご参照ください。
また、お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、P.7 の保険金額欄および加入・変更申込書兼脱退通知書、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。
・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額･保険期間･お仕事の内容･被保険者（補償の対象者）の方の年令等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険の保険料につきましては P.8 をご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

P.13 をご参照ください。
分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

オールマイティプランのあらまし

ご加入いただくお客さまへ（必ずお読みください。）

オールマイティプラン（AMP）

注意喚起情報のご説明

団体総合生活補償保険（標準型）
および団体総合生活補償保険（MS&AD 型）

●ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
●申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
●契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）
この保険は東芝地域店会が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等
（1）告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）
■被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入・変更申込書兼脱退通知書に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入・変更申込書兼脱退通知書の記載内容を必ずご確認ください。
【告知事項】
①被保険者の「職業・職務」
②他の保険契約等（*）に関する情報
（*）同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
③被保険者の「生年月日」「年令」
④被保険者の健康に関する告知
⑤被保険者の「性別」（抗がん剤治療特約をセットする契約に限ります。）
（注）告知事項の回答にあたっては、下記の「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

団体総合生活補償保険（MS&AD 型）　健康状況告知書ご記入のご案内（必ずお読みください）

以下の注意点をお読みいただき、加入・変更申込書兼脱退通知書の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。
○継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなくご継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。
（*）保険金額の増額等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。

1. 健康に関する告知の重要性
健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者（補償の対象者）ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。
（注）告知時における年令が満 15 歳未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がご回答ください。
2. 正しく告知されなかった場合のお取扱い
「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。
3. 書面によるご回答のお願い
・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入・変更申込書兼脱退通知書の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いします。
4. 健康に関する告知が必要な方
・「疾病補償」または「本人介護補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
・健康に関する告知をされる方におかれましては、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答いただきますようお願いします。ご回答いただく質問事項は以下のとおりです。

ご加入後の補償内容（○：あり、×：なし）		回答が必要な質問事項（○：回答要、×：回答不要）		
疾病補償	本人介護補償	質問1	質問2	質問3
○	○	○	○	○
○	×	○	○	×

・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、以下の疾病に関する補償にはご加入いただけません。

項目名	特約の名称
疾病補償	疾病補償特約
	がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約
	疾病入院時一時金補償特約
	疾病による集中治療室等利用時一時保険金補償特約
	先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約
	抗がん剤治療特約
	葬祭費用補償特約
本人介護補償	介護一時金支払特約 本人介護

5. 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ
※詳しくは重要事項のご説明（注意喚起情報）をご覧ください。
現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなることがあります。

6. 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日(*3)からご加入の継続する期間を遡及して 1 年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
疾病入院時一時金補償特約	
疾病による集中治療室等利用時一時保険金補償特約	
先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に被ったケガまたは発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療・拡大治験・患者申出療養を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して 1 年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に発病したがん（悪性新生物）(*4)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、がんと診断確定された日からご加入の継続する期間を遡及して 1 年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
抗がん剤治療特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に発病したがん（悪性新生物）(*5)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、そのがんによる抗がん剤治療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して 1 年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
葬祭費用補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に被ったケガまたは発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、死亡された日からご加入の継続する期間を遡及して 1 年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
介護一時金支払特約 本人介護	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して 1 年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

（＊1）新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時」をいいます。
（＊2）その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。）によります。
（＊3）疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。
（＊4）発病日は医師の診断（人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。）によります。
（＊5）転移したがんを含みます。転移したがんとは、原発巣（最初にがんが発生した場所をいいます。）が同じであると診断されたがんをいい、そのがんと同じ部位に再発したがんを含みます。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。）によります。

7. その他ご留意いただく点
・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのままご継続いただけない場合があります。

（2）通知義務等（ご加入後にご連絡いただく場合）
■ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店･扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。
【通知事項】
①職業・職務を変更した場合
②新たに職業に就いた場合
③職業をやめた場合
また、上記①または②のいずれかにおいて、右記の<ご契約の引受範囲外>に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。
■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

〈ご契約の引受範囲〉
下記以外の職業
〈ご契約の引受範囲外〉
オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

（3）その他の注意事項
■同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去 3 年以内に合計して 5 万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入・変更申込書兼脱退通知書の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。
（*）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。
■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。なお、法定相続人とは民法で定められた被相続人の財産を相続できる人をいい、法律上の婚姻関係にない配偶者を含みません。 （注）傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。
①この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき
②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

オールマイティプランのあらまし

ご加入いただくお客さまへ（必ずお読みください。）

オールマイティプラン（AMP）

⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき
⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
（*）保険契約：その被保険者に係る部分に限ります。

3. 補償の開始時期
始期日の午後４時に補償を開始します。保険料は、P.13 記載の方法により払込みください。P.13 記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等
（1）保険金をお支払いしない主な場合
P.23~P.29 をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款･特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。
（2）重大事由による解除
次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い
（1）保険料は、P.13 記載の方法により払込みください。P.13 記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
（2）分割払の場合で、保険金をお支払いする場合が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効（または終了）したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

6. 失効について
ご加入後に被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金
ご加入を中途で脱退（解約）される場合は、ご加入の代理店･扱者または引受保険会社までお申出ください。
･脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。
ただし、解約返れい金は原則として未経過期間よりも少なくなります。
･始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

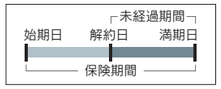

8. 保険会社破綻時等の取扱い
P.12 をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて
P.35 をご参照ください。

10.「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意
現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。
（1）現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項
①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。
（2）新たな保険契約（団体総合生活補償保険 <MS&AD 型 >）をお申込みされる場合のご注意事項
①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始時より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年令により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率･予定死亡率等が解約･減額される契約と異なることがあります。

おケガやご病気による保険金請求に関するご質問・お問合せは
遅滞なく代理店･扱者または下記にご連絡ください。
24 時間 365 日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」0120-258-189（無料）
事故は　いち早く
【ご連絡時の流れ】
○ Step1　受付担当者へ下記４点をお伝えください。
①団体名：東芝地域店会　②証券番号（最新の「振替請求書兼加入者証」をご確認ください。）
ご請求対象者ご本人の③お名前、④生年月日　※その他お客さま情報をご確認させていただく場合がございます。
○ Step2　おケガやご病気の概要に関するご質問にお答えいただきます。

三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは
「三井住友海上お客さまデスク」　0120-632-277（無料）
「チャットサポートなどの各種サービス」
https://www.ms-ins.com/contact/cc/　こちらからアクセスできます。

この保険商品に関するご連絡は
【代理店･扱者】東芝保険サービス株式会社 0120-92-1048（無料）
〈受付時間〉平日：午前9時から午後5時まで（会社定休日を除く）

この商品に関するご意見ご要望はこちら
お客さま相談室　0120-994-899
〈受付時間〉平日：午前9時から午後5時まで（会社定休日を除く）

ご加入いただくお客さまへ（必ずお読みください。）

オールマイティプラン（AMP）

指定紛争解決機関 注意喚起情報
引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人 日本損害保険協会　そんぽADRセンター〔ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）〕0570−022−808
･受付時間［平日　9：15～17：00（土日･祝日および年末年始を除きます）］
･携帯電話からも利用できます。IP 電話からは 03-4332-5241 におかけください。
･おかけ間違いにご注意ください。
･詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。
お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
保険金額（ご契約金額）
保険期間（保険のご契約期間）
保険料・保険料払込方法

2. 加入・変更申込書兼脱退通知書への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。
以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。
内容をよくご確認いただき、加入・変更申込書兼脱退通知書に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。
記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。
･加入・変更申込書兼脱退通知書の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
･加入・変更申込書兼脱退通知書の「職業・職務」欄（「職種級別」欄を含みます。）は正しくご記入いただいていますか?
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?
･加入・変更申込書兼脱退通知書の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
･被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？
*ご加入いただく保険商品の加入・変更申込書兼脱退通知書によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入・変更申込書兼脱退通知書」のご提出が必要ですのでご確認ください。
･この保険制度に新規加入される場合
･既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更　など）
･既にご加入されているがご継続されない場合

個人情報のお取扱いについて / 各種経理処理について

個人情報のお取扱いについて

■（損害保険ジャパン（株））個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

■（三井住友海上火災保険（株））個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、契約の安定的な運用のために、加入者の保険金請求状況や病名（センシティブ情報）を含む事故情報等を保険契約者、代理店･扱者に提供することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ（https://www.ms-ins.com）または引受保険会社のホームページをご覧ください。

■（東芝保険サービス（株））個人情報の取扱いについて

当社は保険会社等の取引先の商品およびこれらに付帯・関連するサービスのお客さまへのご提供等、当社業務の遂行に必要な範囲内で、かつ適法、公正に利用します。また、当社は複数の保険会社と取引があり、取得した個人情報を取引のある他の保険会社の商品・サービスをご提案するために利用させていただくことがあります。

詳細は、当社のホームページ（https://www.toshiba.co.jp/tisco/hoken/privacy.htm）をご覧ください。

各種経理処理について

〈保険料／加入費の取扱い〉

トータルセーフティプラン		全額損金または必要経費　処理
オールマイティプラン	法人組織の場合	法人が役員、従業員のために負担したご加入費は、福利厚生費として全額損金に算入できます。また、そのご加入費は所得税の対象になりません。ただし、特定の方のみ加入している場合は給与となり所得税の対象となります。（法基通 9-3-5）（所基通 36-31-2）
	個人事業主の場合	個人事業主が従業員のために負担したご加入費は、福利厚生費として全額必要経費に算入できます。また、そのご加入費は所得税の対象になりません。ただし、個人事業主が加入した場合、また家族従業員のみが加入した場合は、必要経費となりません。（直審 3-8）（所基通 36-31-2）

〈補償金・保険金・給付金の取扱い〉

トータルセーフティプラン	非課税 ※災害見舞金を含めて補償金が実際の損害額を超えた分については雑収入扱い	
オールマイティプラン	お祝金	ご加入店は「仮受金」として処理し、ただちに被保険者ご本人にお支払ください。お祝金は被保険者本人の雑所得扱いとなります。

〈 ご注意 〉

記載の税務についてのお取扱いは 2025 年 4 月現在の税制に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いと異なる場合があります。
またこの取扱いは将来変更される場合があります。個別の税務などについて詳細は税理士、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

保険金請求手続きについて

トータルセーフティプラン（TSP）　請求書類

書類	様式	物損事故	賠償事故 財物	賠償事故 身体
事故通知書	所定用紙	●	●	●
保険金請求書	所定用紙	●	●	●
個人情報の取扱に関する同意書	所定用紙	–	●	●
示談書または確認書	所定用紙	–	●	●
修理見積書	修理業者	●	●	–
写真	-	●	●	–
事故・罹災証明	公的機関で発行	●	(●)	(●)
仕切伝票	-	●	–	–
売上高証明書類（損害額 50 万円以上）	公的立証書類	(●)	(●)	(●)
保険金請求に関する承諾書	所定用紙	–	(●)	(●)
領収書	-	–	(●)	(●)
診断書、治療明細書	病院	–	–	●

（●）…場合によって必要となる書類必要な場合、別途ご案内します。

（注）トータルセーフティプランについては示談書をご提出していただくことが原則となりますが、保険金請求書（裏）に記載されたいずれかの条件に該当する場合は、確認書欄に必要事項をご記入のうえ、加害者が損害賠償金の支払を行ったことを証する領収証等を添付すること、もしくは保険金全額の振込先を被害者または修理業者（自家修理を除きます。）、レンタカー会社、医療機関に指定することにより、示談書にかえることができます。（ただし損保ジャパンが示談書の取付を必要と判断したものを除きます。）

▶全損の場合は、全損であることの証明書をご提出ください。
▶「個人情報の取扱いに関する同意書」は個人事業主（個人）の方が請求される場合、ご提出ください。
▶添付書類をご提出いただく際にはお客さまの個人情報が他人の目に触れぬよう十分にご注意ください。

TSP 保険金請求書は「すご売りサイト」の「リンク集」、
あるいは「東芝地域店総合補償制度」
（URL: https://www.toshiba.co.jp/tisco/kyousai/）より取り出しできます。

なお、上記書類のほかに特に必要と認めた書類のご提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。

オールマイティプラン（AMP）　請求書類

書類	様式	基本補償 死亡（ケガ）	基本補償 後遺障害（ケガ）	基本補償 入院	基本補償 集中治療室	基本補償 手術・放射線治療	基本補償 通院（ケガ）	基本補償 高度医療	基本補償 葬祭費用	オプション がん特約 がん診断保険金	オプション がん特約 抗がん剤治療保険金	オプション 介護特約 介護一時金	お祝金
保険金請求書	所定用紙	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
診療状況申告書 入院・通院・手術状況申告書	所定用紙	(●)※1	(●)※1	(●)※1	(●)※1	(●)※1	(●)※1	(●)※1					
同意書	所定用紙	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
オールマイティプラン脱退通知書※4	所定用紙	●							●				
後遺障害診断書	所定用紙		●										
診断書	所定用紙	(●)		●※1	●※1	●※1	●※1	●※1	(●)	●	●	(●)	
診療明細書	医療機関で発行	(●)		(●)※1	(●)※1	(●)※1		(●)※1					
保険金請求に係る代筆・代印の念書	所定用紙		(●)	(●)	(●)	(●)	(●)	(●)	(●)	(●)	(●)	(●)	
死亡念書	所定用紙		(●)	(●)	(●)	(●)	(●)	(●)		(●)	(●)	(●)	
受取人の委任状	所定用紙	(●)	(●)	(●)	(●)	(●)	(●)	(●)	(●)	(●)	(●)	(●)	
葬祭費用　念書	所定用紙								●				
死亡診断書	公的機関で発行	●	(●)	(●)	(●)	(●)	(●)	(●)	●	(●)	(●)	(●)	
死亡者の除籍謄本（全部事項証明）	公的機関で発行	●	(●)	(●)	(●)	(●)	(●)	(●)	●	(●)	(●)	(●)	
続柄確認書類（戸籍抄本・戸籍謄本等）	公的機関で発行	●	(●)	(●)	(●)	(●)	(●)	(●)	●	(●)	(●)	(●)	
続柄確認書類（住民票）	公的機関で発行	(●)	(●)	(●)	(●)	(●)	(●)	(●)	(●)	(●)	(●)	(●)	
受取人の印鑑証明	公的機関で発行	●	(●)	(●)	(●)	(●)	(●)	(●)	(●)	(●)	(●)	(●)	
診察券	–			(●)※1	(●)※1	(●)※1	(●)※1	(●)※1					
領収証	–			自宅保管※2	自宅保管※2	自宅保管※2	自宅保管※2	●（本紙）	●※3				
その他	–							・高度医療に関わる費用申告書 ・交通費・宿泊費の領収書				・要介護状態報告書 ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類	お祝金請求書※5

（●）…場合によって必要となる書類。必要な場合、別途ご案内します。

※１：保険金の請求金額が 30 万円を超える場合は診断書のご提出が必要です。30 万円以内の場合は、診断書の代わりに診療状況申告書および診察券の写し（ケガの場合）または入院・通院・手術状況申告書および診療明細書の写し（病気の場合）をご提出ください。
※２：医療機関発行の領収書は、後日確認資料としてご提出いただく場合がございますので、保険金支払いがすべて完了するまで保管ください。
※３：葬祭費用の請求については、葬祭費用の支出を証明する書類（領収証など）の原本が必要です。
※4：オールマイティプラン脱退通知書は、東芝保険サービス株式会社へご提出ください。
※5：お祝金は、東芝地域店会が独自に付加給付事業として行っているものです。ご請求については東芝保険サービス株式会社へお問合せください。

〈高度医療費用では必要に応じて以下書類の提出が必要となります。〉
・その他の給付の金額を記した書類
・健康保険証（写）
・高額療養費の払い戻し額が確認できる書類

〈代理請求人制度をご利用される場合は必要に応じて以下書類の提出が必要となります。〉
・保険金の請求に関する事情報告書
・続柄確認書類（住民票、戸籍抄本・戸籍謄本等）

なお、上記書類のほかに特に必要と認めた書類のご提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。

▶添付書類をご提出いただく際にはお客さまの個人情報が他人の目に触れぬよう十分にご注意ください。
▶保険金請求権者について
○請求権者は被保険者本人（おケガまたはご病気をされたご本人）です。（本人死亡の場合を除きます。）
○死亡保険金受取人は（定めなかった場合は）法定相続人とします。（相続人が複数の場合は、原則として 1 名の方を代表者として指定いただき、他の相続人全員の委任状および印鑑証明が必要となります。）
○葬祭費用保険金受取人は葬祭費用を負担した補償対象者の親族とします。
▶入院後に死亡された場合などで、法定相続人が複数いる場合など委任状が必要となる場合があります。

（注）2025 年 4 月時点

運営規約について

第１条（目的）
　当制度は、東芝地域店会に所属する東芝地域店（販売店）の経営者及び従業員の福祉の増進並びに経営の安定を図ることによって、お店の一層の繁栄を期することを目的とします。

第２条（制度の構成）
当制度は次の２つのプランをもって構成します。
（1）トータルセーフティプラン
（2）オールマイティプラン

第３条（制度の加入日）
　当制度は 11 月 1 日を基本加入日とし、2 月 1 日、5 月 1 日、8 月 1 日を追加加入日とします。

第４条（加入費の払込方法）
　当制度の加入費は加入日の前月 7 日に 3 か月分まとめて、あらかじめ指定された金融機関の口座より自動振替するものとします。
　自動振替ができなかった場合は東芝コンシューママーケティング株式会社が加入費を徴収するものとします。
　但し、東芝コンシューママーケティング株式会社からの徴収に応じず、期日までに回収されない場合は資格を失ったものとみなし、この制度から脱退するものとします。

第５条（脱退したときの加入費の取扱）
　脱退したときは、すでに払込まれた加入費は返戻されません。

第６条（脱退）
　加入店または被保険者が次のいずれかに該当したときは、この制度から脱退するものとします。
（1）加入店が東芝地域店会の資格を失ったとき。
（2）被保険者が退職、その他の理由によって、その時までに所属していた店の店主または従業員でなくなったとき。
（3）被保険者がやむをえない理由により脱退を希望したとき。
（4）被保険者が死亡または高度障害に該当したとき、その該当した日。
（5）被保険者が満 65 歳 6 か月に達したとき、その達した日直後の 10 月末日。

第７条（脱退手続）
　この制度の加入店または被保険者が脱退する場合は、保険金の有無にかかわらず、ただちに所定の「脱退通知書」を作成のうえ、東芝地域店会事務局に提出するものとします。第 6 条（1）～（3）の事由の場合は 11 月 1 日、2 月 1 日、5 月 1 日、8 月 1 日を脱退日とし、締切日までに所定の書類の提出をもって脱退とします。

第８条（加入の取消）
　加入店または被保険者の悪意または重大な過失により事実を告げなかったり、また重要な事項について不実のことを告げたときに、加入を取消し加入の時期に遡及して、一切の権利を失うものとします。

第９条（保険金受取人）
（トータルセーフティプラン）
各保険金の受取人は加入店となります。
但し、保険金請求手続きの状況によっては修理業者や被害者、等となる場合があります。
（オールマイティプラン）
各保険金の受取人は被保険者本人とします。傷害死亡保険金の場合には死亡保険金受取人（定めなかった場合は法定相続人）とします。相続人が複数の場合は原則として 1 名の方を代表者として他の相続人全員の委任状および印鑑証明が必要です。また、葬祭費用保険金については、葬祭費用を負担した親族とします。お祝金は東芝コンシューママーケティング株式会社経由で加入店に支払います。

第 10 条（保険金請求手続き）
（トータルセーフティプラン）
加入店は保険金の請求事由が発生したときは、所定の請求用紙をとりそろえて請求するものとします。
（オールマイティプラン）
被保険者は保険金の請求事由が発生したときは、所定の請求用紙をとりそろえて請求するものとします。

トータルセーフティプラン（TSP）

第 11 条（加入資格）
　東芝地域店会に所属する東芝地域店（販売店）とします。

第 12 条（加入条件）
　東芝地域店（販売店）の加入単位は登録された店舗毎の加入とします。
　ただし、特に認めるものは除きます。

第 13 条（プランの構成）
　本プランは損害保険会社の「動産総合保険」（動産総合保険普通保険約款）、「賠償責任保険」（賠償責任保険普通保険約款）より構成されています。

オールマイティプラン（AMP）

第 14 条（加入資格）
（1）東芝地域店会に所属する東芝地域店（販売店）の方で満 14 歳 6 か月以上、満 65 歳 6 か月以下の方とします。ただし、申込日現在「加入・変更申込書兼脱退通知書」記載の健康に関する告知の質問事項に該当する方は、加入または増口できません。
（2）前項の規定にかかわらず、満 65 歳 6 か月を超える方は、別に定める「継続プラン」に移行することができます。

第 15 条（加入口数）
　基本補償は被保険者 1 人につき 5 口まで（15 歳未満の場合は 3 口まで）とします。ただし、同種の危険（入院・通院・手術等）を保障する他の保険契約・共済契約があり、その疾病入院日額の合計が 3 万円（15 歳未満の場合は 2 万円）、傷害入院日額の合計が3万円（15 歳未満の場合は 1 万 5 千円）、傷害通院日額の合計が 2 万円（15 歳未満の場合は 1 万円）を超える場合は口数が制限されます。

第 16 条（プランの構成）
　本プランは損害保険会社の「団体総合生活補償保険（標準型）（MS&AD 型）」および東芝地域店会の「付加給付事業」より構成されています。

その他

第 17 条（時効）
　保険金を請求する権利は、その支払事由が生じたときから 3 年間請求がない場合には消滅します。ただし、お祝金は 1 年以内の請求に限ります。

第 18 条（事故発生の通知）
　事故が発生した場合は、ただちに代理店・扱者、東芝地域店会事務局あるいは保険会社へご通知ください。ただちにご通知をいただけない場合には、補償を受けられないことがありますので、できるだけ早くご通知ください。

第 19 条（運営）
　東芝地域店総合補償制度を運営管理しているのは東芝地域店会（事務局）であり、東芝地域店会は、当制度の保険金の支払いのため、トータルセーフティプランは損害保険ジャパン株式会社、オールマイティプランは三井住友海上火災保険株式会社を幹事として各種保険契約を締結しています。

第 20 条（規約に規定されていない事項）
　本規約に規定されていない事項については、各保険会社の個々の保険約款、および規約に準じます。

第 21 条（規約の変更）
　本規約は社会経済情勢に著しい変化があった場合には、変更されることがあります。

第 22 条（規約の施行）
　本規約は 2025 年 11 月 1 日から改正施行します。

制度概要
トータルセーフティプラン（TSP）
オールマイティプラン（AMP）
加入・変更・脱退手続きについて
よくあるご質問
各種プランのあらまし
その他